

令和4年12月

**第210回国会（臨時会）
通過議案要旨集**

衆議院調査局

◎本要旨集は、両院を通過（成立）した議案要旨等について、令和4年12月10日現在で取りまとめたものです。

なお、この電子ファイルには、取りまとめ日（12月10日）の後に公布された法律の公布日及び法律番号も記載しました。

目 次

| | | |
|-----|----------------------------|----|
| I | 第210回国会（臨時会）議案審議等概況 | 1 |
| II | 第210回国会（臨時会）議案審査経過 | |
| | ○閣法 | 3 |
| | ○衆法 | 5 |
| | ○参法 | 11 |
| | ○予算 | 12 |
| | ○条約 | 12 |
| | ○承諾 | 12 |
| | ○決算・国有財産等 | 13 |
| | ○決議案 | 15 |
| III | 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等 | |
| | ○内閣委員会 | 17 |
| | ○総務委員会 | 22 |
| | ○法務委員会 | 29 |
| | ○外務委員会 | 32 |
| | ○文部科学委員会 | 33 |
| | ○厚生労働委員会 | 36 |
| | ○農林水産委員会 | 46 |
| | ○経済産業委員会 | 52 |
| | ○国土交通委員会 | 54 |
| | ○安全保障委員会 | 59 |
| | ○予算委員会 | 60 |
| | ○議院運営委員会 | 63 |
| | ○政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 | 64 |
| | ○消費者問題に関する特別委員会 | 67 |
| IV | 決議案 | 73 |
| V | 通過議案概要一覧 | 75 |
| VI | 決算等概要一覧 | 81 |
| | 【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧 | 83 |

「【参考】衆議院における閉会中審査議案概要一覧」における会派の略称と正式名称は次のとおりです。

| 会派略称 | 会派名 |
|---------------|--------------|
| 自民 | 自由民主党 |
| 立民（～令和4年8月8日） | 立憲民主党・無所属 |
| 立憲（令和4年8月8日～） | |
| 維新 | 日本維新の会 |
| 公明 | 公明党 |
| 国民 | 国民民主党・無所属クラブ |
| 共産 | 日本共産党 |
| 有志 | 有志の会 |
| れ新 | れいわ新選組 |
| 無 | 無所属 |

I 第210回国会（臨時会）議案審議等概況

1 会 期

令和4年10月3日から12月10日までの69日間

2 議案件数

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 閣 法 | 22件（成立 21件、継続 1件） |
| 衆 法 | 60件（成立 6件、継続 49件、審査未了 2件、 撤回 3件） |
| 参 法 | 7件（参議院未付託未了 7件） |
| 予 算 | 2件（成立 2件） |
| 条 約 | 1件（承認 1件） |
| 承 諾 | 8件（継続 8件） |
| 決 算 等 | 16件（本院議了 2件、継続 12件、審査未了 2件） |
| 決 議 案 | 1件（可決 1件） |
| （参考） | |
| 委員会決議 | 3件（総務委員会、農林水産委員会、国土交通委員会） |

Ⅱ 第 210 回国会（臨時会）議案審査経過

〔閣 法〕

※太字は成立議案

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) |
|----------|--|-------|-------|-------|----------|----------|-------|-----------|-------|----------|-------|----------|----------------|
| | | 委 員 会 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 | |
| 210 | 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号） | 内閣 | 10/27 | 11/2 | 可決 | | 11/4 | 可決 | 11/10 | 可決 | 11/11 | 可決 | 11/18 (81) |
| 210 | 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第2号） | 内閣 | 10/27 | 11/2 | 可決 | | 11/4 | 可決 | 11/10 | 可決 | 11/11 | 可決 | 11/18 (82) |
| 210 | 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第3号） | 法務 | 10/25 | 11/2 | 可決 | | 11/4 | 可決 | 11/17 | 可決 | 11/18 | 可決 | 11/28 (90) |
| 210 | 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第4号） | 法務 | 10/25 | 11/2 | 可決 | | 11/4 | 可決 | 11/17 | 可決 | 11/18 | 可決 | 11/28 (91) |
| 210 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第5号） | 厚生労働 | 10/25 | 11/4 | 修正 | 有 | 11/8 | 修正 | 11/24 | 可決 | 12/2 | 可決 | 12/9 (96) |
| 210 | 新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第6号） | 厚生労働 | 12/9 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 210 | 競馬法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号） | 農林水産 | 10/27 | 11/2 | 可決 | 有 | 11/4 | 可決 | 11/10 | 可決 | 11/11 | 可決 | 11/18 (85) |
| 210 | 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第8号） | 安全保障 | 10/26 | 10/28 | 可決 | 有 | 11/1 | 可決 | 11/10 | 可決 | 11/11 | 可決 | 11/18 (88) |
| 210 | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第9号） | 内閣 | 11/15 | 11/18 | 可決 | 有 | 11/21 | 可決 | 12/8 | 可決 | 12/10 | 可決 | 12/16 (100) |
| 210 | 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出第10号） | 倫理選挙 | 10/25 | 10/31 | 可決 | | 11/1 | 可決 | 11/9 | 可決 | 11/11 | 可決 | 11/18 (84) |
| 210 | 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（内閣提出第11号） | 倫理選挙 | 10/25 | 10/31 | 可決 | | 11/1 | 可決 | 11/9 | 可決 | 11/11 | 可決 | 11/18 (86) |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) |
|----------|--|-------|-------|-------|----------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|----------------|
| | | 委 員 会 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 | |
| 210 | 民法等の一部を改正する法律案(内閣提出第12号) | 法 務 | 11/1 | 11/9 | 可決 | 有 | 11/17 | 可決 | 12/8 | 可決 | 12/10 | 可決 | 12/16 (102) |
| 210 | ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第13号) | 経済産業 | 10/27 | 11/2 | 可決 | 有 | 11/4 | 可決 | 11/10 | 可決 | 11/11 | 可決 | 11/18 (80) |
| 210 | 港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出第14号) | 国土交通 | 10/27 | 11/2 | 可決 | 有 | 11/4 | 可決 | 11/10 | 可決 | 11/11 | 可決 | 11/18 (87) |
| 210 | 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第15号) | 倫理選挙 | 11/1 | 11/8 | 可決 | 有 | 11/10 | 可決 | 11/16 | 可決 | 11/18 | 可決 | 11/28 (89) |
| 210 | 国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第16号) | 内 閣 | 11/8 | 11/11 | 可決 | | 11/15 | 可決 | 11/24 | 可決 | 12/2 | 可決 | 12/9 (97) |
| 210 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第17号) | 厚生労働 | 11/8 | 11/18 | 可決 | 有 | 11/21 | 可決 | 12/8 | 可決 | 12/10 | 可決 | 12/16 (104) |
| 210 | 消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(内閣提出第18号) | 消費者問題 | 12/6 | 12/8 | 可決 | 有 | 12/8 | 可決 | 12/10 | 可決 | 12/10 | 可決 | 12/16 (99) |
| 210 | 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第19号) | 総 務 | 11/25 | 11/29 | 可決 | | 11/29 | 可決 | 12/2 | 可決 | 12/2 | 可決 | 12/9 (95) |
| 210 | 国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第20号) | 総 務 | 11/28 | 11/29 | 可決 | 有 | 11/29 | 可決 | 12/2 | 可決 | 12/2 | 可決 | 12/9 (93) |
| 210 | 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第21号) | 文部科学 | 11/28 | 11/29 | 可決 | 有 | 11/29 | 可決 | 12/2 | 可決 | 12/2 | 可決 | 12/9 (94) |
| 210 | 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案(内閣提出第22号) | 消費者問題 | 12/6 | 12/8 | 修正 | 有 | 12/8 | 修正 | 12/10 | 可決 | 12/10 | 可決 | 12/16 (105) |

〔衆 法〕

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) |
|----------|---|-------|------|-------|----------|----------|-------|-----------|-------|----------|-------|----------|---------------|
| | | 委 員 会 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 | |
| 207 | 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(足立康史君外1名提出、第207回国会衆法第1号) | 議院運営 | 10/3 | 11/17 | 撤回 許可 | | | | | | | | |
| 207 | 揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する等の法律案(足立康史君外2名提出、第207回国会衆法第2号) | 財務金融 | 10/3 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 207 | 現下の揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための揮発油税等に関する法律の臨時特例等に関する法律案(末松義規君外7名提出、第207回国会衆法第3号) | 財務金融 | 10/3 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 207 | 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(篠原孝君外7名提出、第207回国会衆法第4号) | 議院運営 | 10/3 | 11/17 | 撤回 許可 | | | | | | | | |
| 207 | 自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案(前原誠司君外1名提出、第207回国会衆法第9号) | 安全保障 | 10/3 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 207 | 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた低所得者に対する特別給付金の支給に関する法律案(中谷一馬君外13名提出、第207回国会衆法第10号) | 内 閣 | 10/3 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 207 | 領域等の警備及び海上保安体制の強化に関する法律案(篠原豪君外14名提出、第207回国会衆法第11号) | 安全保障 | 10/3 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤田文武君外6名提出、第208回国会衆法第1号) | 議院運営 | 10/3 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) | |
|----------|---|-------|------|-----|----------|----------|-------|----------|-----------|----------|-------|----------|---------------|--|
| | | 委 員 会 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 | | |
| 208 | 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者等に対する緊急の支援に関する法律案(山岡達丸君外9名提出、第208回国会衆法第3号) | 経済産業 | 10/3 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている観光関連事業者に対する緊急の支援に関する法律案(小宮山泰子君外7名提出、第208回国会衆法第6号) | 国土交通 | 10/3 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 日本銀行法の一部を改正する法律案(足立康史君外2名提出、第208回国会衆法第16号) | 財務金融 | 10/3 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 日本放送協会改革推進法案(中司宏君外2名提出、第208回国会衆法第17号) | 総 務 | 10/3 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 特定土砂等の管理に関する法律案(足立康史君外2名提出、第208回国会衆法第18号) | 国土交通 | 10/3 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 土砂等の置場の確保に関する法律案(足立康史君外2名提出、第208回国会衆法第19号) | 国土交通 | 10/3 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 戦争等避難者に係る出入国管理及び難民認定法の特例等に関する法律案(鈴木庸介君外5名提出、第208回国会衆法第22号) | 法 務 | 10/3 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 所得税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(末松義規君外9名提出、第208回国会衆法第23号) | 財務金融 | 10/3 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者に対する金融の円滑化の促進に関する法律案(落合貴之君外9名提出、第208回国会衆法第24号) | 経済産業 | 10/3 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案(岡本あき子君外12名提出、第208回国会衆法第28号) | 厚生労働 | 10/3 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(早稲田ゆき君外16名提出、第208回国会衆法第30号) | 厚生労働 | 10/3 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) | |
|----------|---|-------|------|-----|----------|----------|-------|----------|-----------|----------|-------|----------|---------------|--|
| | | 委 員 会 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 | | |
| 208 | 現下の物価の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響を緩和するために講ずべき国民負担の軽減等に関する措置に関する法律案（足立康史君外2名提出、第208回国会衆法第32号） | 財務金融 | 10/3 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（新藤義孝君外5名提出、第208回国会衆法第34号） | 憲法審査会 | 10/3 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案（重徳和彦君外15名提出、第208回国会衆法第35号） | 経済産業 | 10/3 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | インターネット誹謗中傷対策の推進に関する法律案（岩谷良平君外5名提出、第208回国会衆法第36号） | 総 務 | 10/3 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（落合貴之君外4名提出、第208回国会衆法第39号） | 倫理選挙 | 10/3 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案（落合貴之君外6名提出、第208回国会衆法第40号） | 厚生労働 | 10/3 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（金子恵美君外4名提出、第208回国会衆法第44号） | 農林水産 | 10/3 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（金子恵美君外4名提出、第208回国会衆法第45号） | 農林水産 | 10/3 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案（後藤祐一君外8名提出、第208回国会衆法第46号） | 経済産業 | 10/3 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) | |
|----------|--|-------|------|-----|----------|----------|-----|-----------|-----|----------|-----|---------------|----------|
| | | 委 員 会 | | | 本 会 議 | | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | | 審議 結果 |
| 208 | 地方自治法の一部を改正する法律案(中司宏君外4名提出、第208回国会衆法第47号) | 総務 | 10/3 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(落合貴之君外4名提出、第208回国会衆法第48号) | 倫理選挙 | 10/3 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 政治資金規正法の一部を改正する法律案(落合貴之君外4名提出、第208回国会衆法第49号) | 倫理選挙 | 10/3 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | インターネット投票の導入の推進に関する法律案(井坂信彦君外17名提出、第208回国会衆法第50号) | 倫理選挙 | 10/3 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 国家賠償法の一部を改正する法律案(階猛君外5名提出、第208回国会衆法第52号) | 法務 | 10/3 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 民法の一部を改正する法律案(枝野幸男君外10名提出、第208回国会衆法第53号) | 法務 | 10/3 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 性暴力被害者の支援に関する法律案(阿部知子君外11名提出、第208回国会衆法第54号) | 内閣 | 10/3 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案(大河原まさこ君外10名提出、第208回国会衆法第55号) | 内閣 | 10/3 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 分散型エネルギー利用の促進に関する法律案(山崎誠君外6名提出、第208回国会衆法第56号) | 経済産業 | 10/3 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関する法律案(田嶋要君外5名提出、第208回国会衆法第57号) | 経済産業 | 10/3 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 多文化共生社会基本法案(中川正春君外7名提出、第208回国会衆法第58号) | 内閣 | 10/3 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 消費税の減税その他の税制の見直しに関する法律案(小川淳也君外7名提出、第208回国会衆法第59号) | 財務金融 | 10/3 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) | |
|----------|--|-------|-------|-------|----------|----------|-----|-----------|-----|----------|-----|---------------|----------|
| | | 委 員 会 | | | 本 会 議 | | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | | 審議 結果 |
| 208 | 特定人権侵害行為への対処に関する法律案 (松原仁君外 5 名提出、第208回国会衆法第 60号) | 外 務 | 10/3 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(馬場伸幸君外 2 名提出、第208回国会衆法第61号) | 議院運営 | 10/3 | 11/17 | 撤回 許可 | | | | | | | | |
| 210 | 国会法の一部を改正する法律案(笠浩史君外 7 名提出、衆法第 1 号) | 議院運営 | 12/9 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 210 | 国葬儀法案(青柳仁士君外 3 名提出、衆法第 2 号) | 内 閣 | 12/9 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 210 | 通園バスの車内における幼児等の置き去り による事故の防止その他の認定こども園等 における幼児等の安全の確保のための措置 等に関する法律案(青柳仁士君外 9 名提出、 衆法第 3 号) | 内 閣 | 12/9 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 210 | 特定財産損害誘導行為による被害の防止及 び救済等に関する法律案(西村智奈美君外 5 名提出、衆法第 4 号) | 消費者問題 | 12/9 | | 審査 未了 | | | | | | | | |
| 210 | 国民本位の新たな感染症対策を樹立するた めの感染症の予防及び感染症の患者に対す る医療に関する法律及び予防接種法の一部 を改正する法律案(早稲田ゆき君外 8 名提 出、衆法第 5 号) | 厚生労働 | 10/25 | | 審査 未了 | | | | | | | | |
| 210 | 新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の 指定及び使用に関する特別措置法案(早稲田 ゆき君外 8 名提出、衆法第 6 号) | 厚生労働 | 10/25 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 210 | 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部 を改正する法律案(三木圭恵君外 2 名提出、 衆法第 7 号) | 安全保障 | 12/9 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 210 | 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部 を改正する法律案(三木圭恵君外 2 名提出、 衆法第 8 号) | 安全保障 | 12/9 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) | |
|----------|---|-------|------|-----|----------|----------|-------|-----------|-------|----------|-------|---------------|----------------|
| | | 委 員 会 | | | 本 会 議 | | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | | 審議 結果 |
| 210 | 令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律案（内閣委員長提出、衆法第9号） | 審査省略 | | | | | 11/4 | 可決 | 11/8 | 可決 | 11/9 | 可決 | 11/9 (79) |
| 210 | 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第10号） | 審査省略 | | | | | 11/4 | 可決 | 11/11 | 可決 | 11/11 | 可決 | 11/18 (83) |
| 210 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案（道下大樹君外10名提出、衆法第11号） | 厚生労働 | 11/8 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 210 | 離島振興法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第12号） | 審査省略 | | | | | 11/10 | 可決 | 11/15 | 可決 | 11/18 | 可決 | 11/28 (92) |
| 210 | 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案（渡辺周君外11名提出、衆法第13号） | 議院運営 | 12/9 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 210 | 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の一部を改正する法律案（堀場幸子君外2名提出、衆法第14号） | 内 閣 | 12/9 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 210 | 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第15号） | 審査省略 | | | | | 11/21 | 可決 | 12/8 | 可決 | 12/10 | 可決 | 12/16 (103) |
| 210 | 令和4年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第16号） | 審査省略 | | | | | 11/29 | 可決 | 12/5 | 可決 | 12/8 | 可決 | 12/14 (98) |
| 210 | 地方自治法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第17号） | 審査省略 | | | | | 12/8 | 可決 | 12/9 | 可決 | 12/10 | 可決 | 12/16 (101) |
| 210 | 子育て・若者緊急支援法案（青柳仁士君外8名提出、衆法第18号） | 内 閣 | 12/9 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |

〔参 法〕

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) | |
|----------|---|-------|-----|-----|----------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|---------------|----------|
| | | 委 員 会 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | | 審議 結果 |
| 210 | こどもに関する公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策の推進に関する法律案(大塚耕平君外2名提出、参法第1号) | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 210 | 総合的経済安全保障施策推進法案(大塚耕平君外2名提出、参法第2号) | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 210 | 電気料金の高騰に対する当分の間の措置として電気の利用者に対して再生可能エネルギー電気に係る賦課金の請求が行われないようにするために講ずべき措置等に関する法律案(磯崎哲史君外2名提出、参法第3号) | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 210 | 国の儀式として行う葬儀に関する法律案(大塚耕平君外2名提出、参法第4号) | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 210 | 令和4年度における外国為替資金特別会計からの繰入れの特別措置に関する法律案(大塚耕平君外2名提出、参法第5号) | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 210 | 規制の新設等に際し規制の総量の削減の実施を確保する制度の導入に関する法律案(柳ヶ瀬裕文君外1名提出、参法第6号) | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 210 | 刑法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する等の法律案(大塚耕平君外2名提出、参法第7号) | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |

〔予 算〕

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | | |
|----------|---------------------|-------|-------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|
| | | 委 員 会 | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査結果 | 議決日 | 審議結果 | 議決日 | 審査結果 | 議決日 | 審議結果 |
| 210 | 令和4年度一般会計補正予算（第2号） | 予 算 | 11/21 | 11/29 | 可決 | 11/29 | 可決 | 12/2 | 可決 | 12/2 | 可決 |
| 210 | 令和4年度特別会計補正予算（特第2号） | 予 算 | 11/21 | 11/29 | 可決 | 11/29 | 可決 | 12/2 | 可決 | 12/2 | 可決 |

〔条 約〕

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | | |
|----------|---|-------|-------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|
| | | 委 員 会 | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査結果 | 議決日 | 審議結果 | 議決日 | 審査結果 | 議決日 | 審議結果 |
| 210 | 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第1号） | 外 務 | 10/26 | 10/28 | 承認 | 11/1 | 承認 | 11/22 | 承認 | 11/22 | 承認 |

〔承 諾〕

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | | |
|----------|--|--------|------|-----|------|-------|-----------|-------|------|-------|------|
| | | 委 員 会 | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査結果 | 議決日 | 審議結果 | 議決日 | 審査結果 | 議決日 | 審議結果 |
| 208 | 令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出） | 決算行政監視 | 10/3 | | | | 閉会中 審査 | | | | |
| 208 | 令和3年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出） | 決算行政監視 | 10/3 | | | | 閉会中 審査 | | | | |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | | |
|----------|--|--------|------|-----|------|-------|-----------|-------|------|-------|------|
| | | 委 員 会 | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査結果 | 議決日 | 審議結果 | 議決日 | 審査結果 | 議決日 | 審議結果 |
| 208 | 令和3年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出） | 決算行政監視 | 10/3 | | | | 閉会中 審査 | | | | |
| 208 | 令和3年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出） | 決算行政監視 | 10/3 | | | | 閉会中 審査 | | | | |
| 208 | 令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出） | 決算行政監視 | 10/3 | | | | 閉会中 審査 | | | | |
| 208 | 令和3年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出） | 決算行政監視 | 10/3 | | | | 閉会中 審査 | | | | |
| 208 | 令和3年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出） | 決算行政監視 | 10/3 | | | | 閉会中 審査 | | | | |
| 208 | 令和3年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出） | 決算行政監視 | 10/3 | | | | 閉会中 審査 | | | | |

〔決算・国有財産等〕

< 決 算 >

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 |
|----------|----------------------|--------|------|-----|------|-------|-----------|-------|
| | | 委 員 会 | | | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査結果 | 議決日 | 審議結果 | |
| 200 | 平成30年度一般会計歳入歳出決算 | 決算行政監視 | 10/3 | | | | 閉会中 審査 | / |
| | 平成30年度特別会計歳入歳出決算 | | | | | | | |
| | 平成30年度国税収納金整理資金受払計算書 | | | | | | | |
| | 平成30年度政府関係機関決算書 | | | | | | | |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | |
|----------|---------------------|--------|------|-----|------|-------|-------|-------|---|---|
| | | 委 員 会 | | | | 本 会 議 | | | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査結果 | 議決日 | 審議結果 | | | |
| 203 | 令和元年度一般会計歳入歳出決算 | 決算行政監視 | 10/3 | | | | 閉会中審査 | / | | |
| | 令和元年度特別会計歳入歳出決算 | | | | | | | | | |
| | 令和元年度国税収納金整理資金受払計算書 | | | | | | | | | |
| | 令和元年度政府関係機関決算書 | | | | | | | | | |
| 207 | 令和2年度一般会計歳入歳出決算 | 決算行政監視 | 10/3 | | | | 閉会中審査 | | / | |
| | 令和2年度特別会計歳入歳出決算 | | | | | | | | | |
| | 令和2年度国税収納金整理資金受払計算書 | | | | | | | | | |
| | 令和2年度政府関係機関決算書 | | | | | | | | | |
| 210 | 令和3年度一般会計歳入歳出決算 | 決算行政監視 | 12/9 | | | | 閉会中審査 | | | / |
| | 令和3年度特別会計歳入歳出決算 | | | | | | | | | |
| | 令和3年度国税収納金整理資金受払計算書 | | | | | | | | | |

< 国有財産 >

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 |
|----------|-----------------------|--------|------|-----|------|-------|-------|-------|
| | | 委 員 会 | | | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査結果 | 議決日 | 審議結果 | |
| 200 | 平成30年度国有財産増減及び現在額総計算書 | 決算行政監視 | 10/3 | | | | 閉会中審査 | / |
| 200 | 平成30年度国有財産無償貸付状況総計算書 | 決算行政監視 | 10/3 | | | | 閉会中審査 | |
| 203 | 令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書 | 決算行政監視 | 10/3 | | | | 閉会中審査 | |
| 203 | 令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書 | 決算行政監視 | 10/3 | | | | 閉会中審査 | |
| 207 | 令和2年度国有財産増減及び現在額総計算書 | 決算行政監視 | 10/3 | | | | 閉会中審査 | |
| 207 | 令和2年度国有財産無償貸付状況総計算書 | 決算行政監視 | 10/3 | | | | 閉会中審査 | |
| 210 | 令和3年度国有財産増減及び現在額総計算書 | 決算行政監視 | 12/9 | | | | 閉会中審査 | |
| 210 | 令和3年度国有財産無償貸付状況総計算書 | 決算行政監視 | 12/9 | | | | 閉会中審査 | |

<NHK決算>

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 |
|----------|---|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 委 員 会 | | | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査結果 | 議決日 | 審議結果 | |
| 200 | 日本放送協会平成30年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書 | 総 務 | 10/3 | 11/17 | 異議がない | 11/29 | 異議がない | / |
| 203 | 日本放送協会令和元年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書 | 総 務 | 10/3 | 11/17 | 異議がない | 11/29 | 異議がない | |
| 207 | 日本放送協会令和2年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書 | 総 務 | 10/3 | | 審査未了 | | | |
| 210 | 日本放送協会令和3年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書 | 総 務 | 12/9 | | 審査未了 | | | |

〔決議案〕

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | |
|----------|---|-------|-----|-----|------|-------|------|
| | | 委 員 会 | | | | 本 会 議 | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査結果 | 議決日 | 審議結果 |
| 210 | 北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案（山口俊一君外12名提出、決議第1号） | 審査省略 | | | | 10/5 | 可決 |

(参 考)

<委員会決議>

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | |
|----------|-------------------------------------|-------|-------|
| | | 委 員 会 | 議 決 日 |
| 210 | 離島の振興に関する件 | 国土交通 | 11/9 |
| 210 | 地方議会における多様な人材の確保及び地方議会のオンライン開催に関する件 | 総 務 | 12/6 |
| 210 | 令和5年度畜産物価格等に関する件 | 農林水産 | 12/8 |

Ⅲ 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等

【内閣委員会】

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）要旨

本案は、人事院の国会及び内閣に対する令和4年8月8日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額及び勤勉手当の額の改定等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表を除く俸給表の俸給月額を改定すること。
- 二 勤勉手当の支給割合を年間0.1月分引き上げること。
- 三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。ただし、一は令和4年4月1日から適用すること。

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 秘書官の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて改定を行うこと。
- 二 内閣総理大臣等の特別職の職員（秘書官を除く。）の期末手当の支給割合について、一般職の指定職職員の改定に準じて年間0.05月分引き上げること。
- 三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。ただし、一は令和4年4月1日から適用すること。

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）要旨

本案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等の対象の拡大、公共施設等の管理者等が当該公共施設等の公共施設等運営権者の提案により実施方針のうち公共施設等の規模又は配置に係る事項を変更することを可能とする手続等の整備並びに株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務への民間支援業務の追加及び同機構が保有する株式等の処分に係る期限の延長を行うもので、その主な内容は次

のとおりである。

- 一 特定事業の対象となる公共施設等にスポーツ施設及び集会施設を追加すること。
- 二 公共施設等運営権に関する実施方針のうち公共施設等の規模又は配置に係る事項について、公共施設等運営権者は変更の提案をすることができることとし、当該変更の提案を受けた公共施設等の管理者等が必要があると認めるときは、当該実施方針の変更をすることができること。
- 三 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務に、特定選定事業を支援する事業を実施する民間事業者に対する専門家の派遣等を追加するとともに、同機構は、令和10年3月31日までにその保有する株式等の処分を行うよう努めなければならないこととされているところ、当該期限を令和15年3月31日まで延長すること。
- 四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 P F I 事業を推進するに当たっては、民間が担うことによってコストの削減とサービスの向上が期待できる事業に限り実施されるよう徹底すること。
- 二 P F I 事業の実施に当たっては、国民の安心及び安全に十分留意し、提供される公共サービスの水準が維持・向上されるとともに、地域経済の活性化に向けて地元企業、とりわけ中小企業の参画が促進されるよう、国及び地方公共団体が責任をもって管理すること。
- 三 P F I 事業の事後評価及び諸外国の事例も含めた課題分析を行い、今後の事業実施に活かすこと。
- 四 株式会社民間資金等活用事業推進機構に対し、多額の国費が用いられていることに鑑み、出融資決定時及び実行後における当該出融資の情報開示を適切かつ定期的に行うよう求めることを通して、国民に対する説明責任を十分に果たすこと。
- 五 株式会社民間資金等活用事業推進機構は民間資金の呼び水の役割を果たすという設立の趣旨に鑑み、設立以来拡大してきた業務が民間企業及び地域金融機関の活動を阻害することがないように留意するとともに、民間インフラ投資市場の形成を延長期限内に行い、同機構の業務が早期に終了するよう最大

限努めること。

**○国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）
要旨**

本案は、国際的協調の下に防止及び抑止が図られるべき不正な資金等の移動等をより一層効果的に防止し、及び抑止するため、所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法を改正して、国家公安委員会による公告の対象となった大量破壊兵器関連計画等関係者について、特定の財産を処分しその対価の支払を受けること等の特定の行為を都道府県公安委員会の許可に係らしめるなど財産の凍結等の措置の対象とするほか、金銭以外のその財産的価値の移転が容易な財産に係る債務の履行を受けること等を、財産の凍結等の措置の対象となる者が許可を受けるべき行為に追加すること。
- 二 外国為替及び外国貿易法を改正して、電子決済手段に関する取引を資本取引規制の対象とするとともに、電子決済手段等取引業者等に顧客の本人確認義務及び資産凍結措置に係る確認義務を課すなど、電子決済手段等取引業者等及び電子決済手段取引に係る規定の整備をするほか、外国為替取引等取扱業者が外国為替取引等を行うに当たり遵守すべき基準に関する規定の整備を行うこと。
- 三 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律を改正して、犯罪収益等隠匿罪、薬物犯罪収益等隠匿罪等の法定刑を引き上げるとともに、犯罪収益等として没収することができる財産を拡大すること。
- 四 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律を改正して、国際的に保護される者を殺害する行為その他の一定の犯罪行為を「特定犯罪行為」と定義した上で、各処罰規定について、特定犯罪行為のための資金等の提供等を処罰対象に加えるとともに、法定刑を引き上げること。
- 五 犯罪による収益の移転防止に関する法律を改正して、司法書士等、行政書士等、公認会計士等及び税理士等が顧客等との間で、特定取引を行うに際し

て行う取引時の確認事項に、取引を行う目的等の事項を追加するほか、行政書士等、公認会計士等及び税理士等が行う疑わしい取引の届出に関する規定を整備すること。また、外国為替取引及び電子決済手段の移転に係る通知事項に、支払又は移転の相手方の本人特定事項等を加えるほか、暗号資産の移転についても通知義務の対象とすること。

六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律案（内閣委員長提出、衆法第9号）要旨

本案は、令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を使用することができるようにするため、令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について、差押えを禁止する等の措置を講ずるもので、その内容は次のとおりである。

一 定義

この法律において「令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」とは、原油価格及び物価が高騰している状況に鑑み、令和4年9月20日に閣議において決定された令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用に基づく生活支援臨時特別事業費補助金を財源として市町村（特別区を含む。）から支給される給付金で、低所得者世帯への支援の観点から支給されるものをいうこと。

二 差押禁止等

1 権利の差押え等の禁止

令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこと。

2 金銭の差押えの禁止

令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができないこと。

三 非課税

租税その他の公課は、令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができないこと。

四 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

2 経過措置

この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についても適用すること。ただし、差押禁止等に関する規定の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこと。

【総務委員会】

○地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）要旨

本案は、地方財政の状況等に鑑み、令和4年度に限り臨時経済対策費を設ける等の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

一 基準財政需要額の算定方法の改正

1 経済対策の事業や経済対策に合わせた独自の地域活性化策等の円滑な実施に必要な財源を措置するため、令和4年度に限り、「臨時経済対策費」を設けること。

2 令和4年度に限り、地方公共団体が起こすことができることとされる臨時財政対策債について、令和4年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定において基準財政需要額から控除された額の範囲内の額とすること。

二 令和4年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例

令和4年度の第2次補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額について、当該額の一部を、同年度内に交付しないで、令和5年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとすること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

○国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）要旨

本案は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な情報通信技術の創出を推進するため、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）について、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する業務等のうち一定の要件を満たすものに要する費用に充てるための基金を設けるとともに、当該基金等に対して電波利用料を財源として補助金を交付するための規定を整備する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 機構は、革新的な情報通信技術の創出のための公募による研究開発等に係る業務であって一定の要件を満たすものに要する費用に充てるための情報通信研究開発基金を設け、政府により交付を受けた補助金をもってこれに充てることとすること。

- 二 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、情報通信研究開発基金に充てる資金を補助することができることとし、あわせて、基金の運用方法の制限等について規定すること。
- 三 機構は、毎事業年度、情報通信研究開発基金に係る業務に関する報告書を作成して総務大臣に提出するとともに、総務大臣は、当該報告書に意見を付けて、国会に報告しなければならないこと。
- 四 機構は、情報通信研究開発基金に係る業務について、一般財源と電波利用料財源ごとに、経理を区分し、勘定を設けて整理しなければならないこと。
- 五 総務大臣が交付する電波利用料を財源とする補助金を、情報通信研究開発基金その他の周波数の有効利用に資する研究開発を複数年度にわたり実施するための基金に充てることができる旨を明確化するとともに、当該基金の使用状況を毎会計年度公表すること。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府及び国立研究開発法人情報通信研究機構は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 政府は、ビヨンド5Gを始めとする情報通信技術が今後の社会や産業の基盤となる重要なものであることから、その技術の迅速かつ確実な進展と成果の社会実装に向けて継続的かつ十分な支援措置を行うこと。
- 二 政府は、ビヨンド5Gにおける我が国の国際競争力を確保するため、研究開発計画の具体化や研究開発支援の拡大等を進めるとともに、ビヨンド5Gに係る国際標準規格において、必要不可欠な特許権等の知的財産権を我が国の事業者がより多く取得できるよう、官民を挙げて戦略的に取り組むこと。
- 三 アフターコロナの時代においても情報通信の果たす役割は重要となることに鑑み、機構においては、我が国唯一の情報通信に特化した公的研究機関としての使命を再認識するとともに、ビヨンド5Gを始めとした研究開発に不断に勤しみ、その成果の社会実装に向けて貢献すること。また、政府は、そのために必要な機構の人員・予算等について確保するよう努めること。
- 四 機構は、その委託・助成による研究開発については、本法により造成される基金によるものも含め、効果的・効率的に行われるよう当該研究開発の評価・検証を適切に行うとともに、その実施状況や検証結果について適時・適切に公表するなど透明化を図ること。

- 五 政府は、本法による電波利用料の基金への活用にあたっては、電波利用料が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を原則として全ての無線局について公平に負担するものであることに鑑み、基金に充てられた電波利用料の使途を公表するとともに、電波の適正な利用の確保に資する事務・事業となるよう留意し、最大限効率的に活用されるよう適正化を図ること。
- 六 政府は、高齢化や過疎化などの社会課題に直面する地方を活性化し、持続可能な経済社会を実現するため、光ファイバー、5G、データセンター等の情報通信インフラ整備については、地方のニーズを適確に反映するとともに、遅滞することなく迅速に推進すること。
- 七 政府は、今後ビヨンド5Gを始めとする情報通信技術の発展により、電波が一層貴重な資源となることを見込まれることから、その有効活用に向けた取り組みに努めること。

○地方自治法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第17号）要旨

本案は、地方公共団体の議会の議員に係る請負に関する規制における請負の定義の明確化及び議員個人による請負に関する規制の緩和をするほか、災害等の場合の地方公共団体の議会の開会の日の変更に関する規定を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 地方公共団体の議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和
 - 1 請負の定義の明確化
地方公共団体の議会の議員に係る規制の対象となる請負の定義を明確化すること。
 - 2 議員個人による請負に関する規制の緩和
各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除くこと。
- 二 災害等の場合の地方公共団体の議会の開会の日の変更に関する規定の整備
地方公共団体の議会の招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができること。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならないこと。

三 政府の措置等

- 1 政府は、事業主に対し、地方公共団体の議会の議員の選挙においてその雇用する労働者が容易に立候補をすることができるよう、立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めることその他の自主的な取組を促すものとする。
- 2 地方公共団体の議会の議員の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する法制度については、事業主の負担に配慮しつつ、かつ、他の公職の選挙についての検討の状況も踏まえ、この法律による改正後の規定の施行の状況、1の自主的な取組の状況等を勘案して、引き続き検討が加えられるものとする。

四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、二及び三は、公布の日から施行すること。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。

○日本放送協会平成30年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の概要

本件は、日本放送協会の平成30年度決算であって、放送法第74条第3項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て国会に提出されたもので、その主な内容は次のとおりである。

1 財産目録及び貸借対照表

協会全体では、資産総額1兆1,940億6,930万8千円、負債総額4,274億3,516万4千円、純資産総額7,666億3,414万3千円である。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。

一般勘定は、資産総額1兆2,005億4,335万円、負債総額4,268億6,098万3千円、純資産総額7,736億8,236万6千円である。

放送番組等有料配信業務勘定は、資産総額3億1,950万円、負債総額73億6,772万3千円、純資産総額△70億4,822万3千円である。

受託業務等勘定は、資産総額1億9,666万9千円、負債総額1億9,666万9千円である。

2 損益計算書

協会全体では、経常事業収入7,372億8,284万2千円、経常事業支出

7,172億43万6千円、経常事業収支差金200億8,240万6千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は274億8,248万3千円である。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。

一般勘定は、経常事業収入7,349億7,178万7千円、経常事業支出7,152億836万1千円、経常事業収支差金197億6,342万6千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は271億6,349万7千円であり、そのうち40億6,005万3千円は資本支出に充当し、231億344万4千円は事業収支剰余金となり、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越している。

放送番組等有料配信業務勘定は、経常事業収入22億6,544万8千円、経常事業支出19億4,646万8千円、経常事業収支差金3億1,897万9千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた経常収支差金と同額の当期事業収支差金3億1,898万5千円によって、欠損金が同額減少している。

受託業務等勘定は、経常事業収入14億8,075万円、経常事業支出12億4,340万3千円、経常事業収支差金2億3,734万6千円である。当期事業収支差金は、この経常事業収支差金と同額であり、これを一般勘定へ繰り入れている。

3 キャッシュ・フロー計算書

事業活動によるキャッシュ・フローは1,216億8,969万9千円、投資活動によるキャッシュ・フローは△1,266億2,261万4千円、財務活動によるキャッシュ・フローは△9億265万9千円である。現金及び現金同等物の年度末残高は、58億3,557万4千円減少し、541億4,774万4千円である。

○日本放送協会令和元年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の概要

本件は、日本放送協会の令和元年度決算であって、放送法第74条第3項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て国会に提出されたもので、その主な内容は次のとおりである。

1 財産目録及び貸借対照表

協会全体では、資産総額1兆2,168億9,993万4千円、負債総額4,278億6,816万6千円、純資産総額7,890億3,176万7千円である。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。

一般勘定は、資産総額 1 兆2,230億111万円、負債総額4,272億5,360万円、純資産総額7,957億4,750万9千円である。

放送番組等有料配信業務勘定は、資産総額 3 億6,756万1千円、負債総額70億8,330万3千円、純資産総額△67億1,574万2千円である。

受託業務等勘定は、資産総額7,492万2千円、負債総額7,492万2千円である。

2 損益計算書

協会全体では、経常事業収入7,372億6,443万8千円、経常事業支出7,279億1,544万3千円、経常事業収支差金93億4,899万4千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は223億9,762万3千円である。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。

一般勘定は、経常事業収入7,344億9,169万1千円、経常事業支出7,254億7,516万9千円、経常事業収支差金90億1,652万1千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は220億6,514万3千円であり、これは事業収支剰余金となり、全額を翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越している。

放送番組等有料配信業務勘定は、経常事業収入24億8,088万4千円、経常事業支出21億4,841万1千円、経常事業収支差金 3 億3,247万3千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた経常収支差金と同額の当期事業収支差金 3 億3,248万円によって、欠損金が同額減少している。

受託業務等勘定は、経常事業収入18億4,720万5千円、経常事業支出15億2,705万円、経常事業収支差金 3 億2,015万4千円である。当期事業収支差金は、この経常事業収支差金と同額であり、これを一般勘定へ繰り入れている。

3 キャッシュ・フロー計算書

事業活動によるキャッシュ・フローは1,126億6,751万3千円、投資活動によるキャッシュ・フローは△1,456億8,369万2千円、財務活動によるキャッシュ・フローは△9億6,286万1千円である。現金及び現金同等物の年度末残高は、339億7,904万円減少し、201億6,870万3千円である。

＜委員会決議＞

○地方議会における多様な人材の確保及び地方議会のオンライン開催に関する件

政府は、「地方自治法の一部を改正する法律」の施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

- 一 地方議会の議員個人による請負に関する規制の緩和については、議員の職務執行の公正、適正を損なうこととならないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、各地方公共団体において議員個人による請負の状況の透明性を確保するための対応について、必要に応じて適切な助言を行うようにすること。
 - 二 地方公共団体の議会の議員の選挙について、多様な人材の議会への参画につながるよう、地方制度調査会の答申や政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨等を踏まえ、引き続き立候補環境の整備に取り組むこと。
 - 三 地方議会におけるオンラインによる委員会の開催状況や開催上の課題等を踏まえ、オンラインによる委員会の円滑な開催に資するよう、各地方公共団体に対して必要な助言を行うよう努めること。
 - 四 地方議会におけるオンラインによる本会議の開催について、国会における今後の取扱いのほか、オンラインによる委員会の開催状況や開催上の課題等を踏まえ、丁寧に検討を進めること。
- 右決議する。

【法務委員会】

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）

要旨

本案は、一般の政府職員について、令和4年度の給与改定のため、若年層の俸給月額を引き上げることに伴い、8号以下の報酬を受ける判事補等の報酬月額についても、これに準じて引き上げるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行し、令和4年4月1日に遡って適用することとしている。

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）

要旨

本案は、一般の政府職員について、令和4年度の給与改定のため、若年層の俸給月額を引き上げることに伴い、16号以下の俸給を受ける検事等の俸給月額についても、これに準じて引き上げるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行し、令和4年4月1日に遡って適用することとしている。

○民法等の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）要旨

本案は、子の権利利益を保護する観点から、嫡出の推定が及ぶ範囲の見直し及びこれに伴う女性に係る再婚禁止期間の廃止等の措置を講ずるとともに、親権者の懲戒権に係る規定を削除し、子の監護及び教育において子の人格を尊重する義務を定める等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 民法の一部改正

- 1 女性が婚姻前に懐胎した子であって、婚姻が成立した後に生まれたものは夫の子と推定する旨の規定を設けるとともに、子を懐胎した時から子の出生の時までの間に複数の婚姻をしていたときは、子の出生の直近の婚姻における夫の子と推定する旨の規定を設けること。
- 2 女性に係る再婚禁止期間に関する規定を削除すること。
- 3 父による嫡出否認の訴えの出訴期間を父が子の出生を知った時から3年に延長するとともに、嫡出推定の否認権者を子及び母に拡大し、母の前夫の否認権を新設等すること。
- 4 事実と反する認知について、争うことができる期間等に関する規定を設

けること。

- 5 親権者の懲戒権に関する規定を削除するとともに、子に対する監護及び教育における子の人格を尊重する義務や体罰等の禁止等に関する規定を設けること。

二 国籍法の一部改正

事実と反する認知によっては日本国籍を取得できないものとする規定を設けること。

三 人事訴訟法及び家事事件手続法の一部改正

子の出生の直近の婚姻の夫の子との推定が否認された場合等に裁判所が判決又は審判の内容を前夫に通知する旨の規定等を設けること。

四 生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律の一部改正

一の3の見直しに伴い、第三者の精子を用いた生殖補助医療により出生した子について、妻及び子の嫡出否認権を制限する規定を設けること。

五 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部改正

親権者や児童相談所長等が児童に対して行う監護、教育及び懲戒に関する必要な措置について、一の5と同様の見直しを行う規定を設けること。

六 施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 嫡出の推定が及ぶ範囲の見直し及びこれに伴う女性に係る再婚禁止期間の廃止など本法による改正内容について十分な周知に努めること。特に、本法の施行の日前に生まれた子に適用される子及び母の否認権の行使については本法の施行の日から1年間に限り認められていることに鑑み、対象となる無戸籍者等に対する周知が遺漏なく行われるよう努めること。
- 二 本改正が無戸籍者対策として行われることに伴い、無戸籍者が司法手続を利用しやすくするための支援や、行政サービスを受けられるよう、関係機関が綿密な連携に努めること。
- 三 母や子が父を相手に否認権を行使するに当たり、DVや児童虐待等がある場合があることを踏まえ、相手方と対面することなく、また、相手方に住所

等を知られることなく手続を行うことができる措置を講じるなどの柔軟な運用について周知すること。

四 本法施行後も、本改正が無戸籍者問題の解消に資するものとなっているかを継続して検証し、必要に応じて、嫡出推定制度等について更なる検討を行うこと。

五 国籍法第3条の改正により、国籍取得後に事実と反する認知が明らかとなった場合には、認知の無効を争うことができなくなった後であっても当該認知された子の国籍取得が当初から無効であったこととなり日本国籍が認められなくなることを踏まえ、無国籍者の発生防止の観点や日本人として生活していた実態等を十分に勘案して、帰化又は在留資格の付与に係る手続において柔軟かつ人道的な対応を行うこと。

六 民法の懲戒権の規定に関しては、児童虐待の口実として使われることを防止するために当該規定の削除等が行われることを踏まえ、体罰等は許されないという認識を社会全体で共有するために積極的かつ細やかな広報活動を行うなど、本改正の趣旨についての周知徹底及び関係機関との連携に努めること。

【外務委員会】

○日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第1号）要旨

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この議定書は、令和2年1月に発効した現行の日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（以下「協定」という。）を部分的に改正し、協定附属書Iに定めるアメリカ合衆国からの牛肉についての農産品セーフガード措置を適用する条件の修正等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 アメリカ合衆国からの牛肉についての農産品セーフガード措置の適用の条件を修正し、日本国は、次の全ての条件を満たす場合に、当該措置をとることができること。
 - 1 アメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量が、現行の協定附属書Iに定める各年のセーフガード発動水準を超えること。
 - 2 協定の発効4年目及びその後の各年について、アメリカ合衆国からの牛肉及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）の締約国（原署名国に限る。）からの牛肉の合計輸入数量が、各年のCPTPPのセーフガード発動水準を超えること。
 - 3 協定の発効4年目から9年目までの各年について、アメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量が、前年におけるアメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量を超えること。
- 二 日本国の税関当局による公表義務の対象に、現行の協定の定めるアメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量のほか、アメリカ合衆国からの牛肉及びCPTPPの締約国（原署名国に限る。）からの牛肉の合計輸入数量を含めること。
- 三 協定の発効10年目から14年目までの各年について、アメリカ合衆国からの牛肉についての四半期の農産品セーフガード措置の適用の条件を修正し、日本国は、次の全ての条件を満たす場合に、当該措置をとることができること。
 - 1 四半期におけるアメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量が、現行の協定附属書Iに定める各年のセーフガード発動水準の4分の1に117%を乗じたものを超えること。
 - 2 四半期におけるアメリカ合衆国からの牛肉及びCPTPPの締約国（原署名国に限る。）からの牛肉の合計輸入数量が、各年のCPTPPのセーフガード発動水準の4分の1に117%を乗じたものを超えること。

【文部科学委員会】

○独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）要旨

本案は、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）について、文部科学大臣が定める基本指針に基づき大学及び高等専門学校等の設置その他組織の変更に関する助成金を交付する業務を追加するとともに、当該業務に要する費用に充てるための基金を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 機構の目的に、三の基本指針に基づいて学部等の設置その他組織の変更に関する助成金の交付を行うことにより、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進し、もって我が国社会の発展に寄与することを追加すること。
- 二 機構の業務に、三の基本指針に定める特に支援が必要と認められる分野の学部等の設置その他文部科学省令で定める組織の変更に必要な資金に充てるための助成金を交付すること（以下「助成業務」という。）を追加すること。
- 三 文部科学大臣は、助成業務の実施に関する基本指針を定めなければならないものとする。
- 四 文部科学大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、審議会等の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならないものとする。
- 五 機構は、基本指針に即して、助成業務の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならないものとする。実施方針を変更しようとするときも、同様とする。
- 六 機構は、助成業務及びこれに附帯する業務（以下「助成業務等」という。）に要する費用に充てるために基金を設けるものとし、政府は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができるものとする。
- 七 機構は、毎事業年度、助成業務等に関する報告書を作成し、文部科学大臣に提出しなければならないものとし、文部科学大臣は、報告書に意見を付けて、国会に報告しなければならないものとする。
- 八 機構は、助成業務等については、経理を区分し、勘定を設けて整理しなければならないものとする。

九 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 令和4年度第2次補正予算関連である本法の緊要性を踏まえ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における基金の創設を速やかに進め、高度専門人材の育成を担う大学等が予見可能性をもって成長分野への学部再編等に取り組むための環境整備に早急に着手すること。
- 二 今般新たに創設される基金については、多額の国費を中心とした複数年度にわたる支援であることを踏まえ、基金の適正な執行や助成業務の実施状況等について、国会への報告を通じ高い透明性を確保すること。また、基金の活用を通じた大学等の学部再編等の結果として、我が国の成長や社会の発展に寄与しうる分野の高度専門人材の育成状況等について調査・検証を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
- 三 文部科学大臣が定める基本指針において、助成金の交付対象となる教育研究の分野や選定方法を定めるに当たっては、適切な大学等に助成されるよう有識者の意見を十分に踏まえた上で公平性・公正性が確保された基準とすること。その際、定員未充足が継続するなど経営に過度に課題のある大学等に措置されることのないよう、適正な選定方法の在り方に留意すること。
- 四 今般新たに創設される基金は成長分野をけん引する高度専門人材の育成を目的とするものであることを踏まえ、基金において支援する大学等の学部再編等に加え、質の高い教員の確保や教員1人当たりの学生数の改善などを通じ、学生が主体的な学修を実現するための適正な教育環境を整備するとともに、企業や地域におけるリカレント教育の促進など、高度専門人材の育成に向けた各種施策の総合的な推進を図ること。
- 五 量子コンピュータや人工知能など先端分野における国際競争の激化に伴い、科学技術の研究・開発やデータサイエンス分野等に係る人材が求められる現状を踏まえ、高等教育段階の理系人材を量的・質的に確保し研究力の強化を図る観点から、初等中等教育段階における自然科学に対する興味と志向の醸成に努めること。
- 六 大学等の学部再編等に助成する基金の創設のみならず、これまで措置されてきた国立大学法人運営費交付金、私立大学等経常費補助金及び独立行政法

人国立高等専門学校機構運営費交付金に係る基盤的経費や競争的研究費などの大学・高等専門学校への資金が十分に確保されるよう、引き続き大学等の長期的、安定的な運営及び研究基盤構築のための財政措置を講ずること。

七 我が国が成長・発展を持続するためには、未来への先行投資である教育の充実が何よりも重要であることに鑑み、次世代を担う子供たちが等しく教育を受ける機会を得られるよう引き続き教育費の負担軽減を図るとともに、必要な教育予算の確保に一層努めること。

【厚生労働委員会】

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）要旨

本案は、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 都道府県知事等は、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療提供体制の確保について、医療機関等と協定を締結することとする。また、公的医療機関等、地域医療支援病院及び特定機能病院に対して、その機能を踏まえ感染症発生時に担うべき医療の提供を義務付けること。
- 二 感染症流行初期の医療の提供を行う協定を締結した医療機関について、協定に基づく措置を講じたことに伴い感染症発生前と比べて診療報酬収入が減少した場合に、医療の確保に要する費用を支給すること。
- 三 宿泊療養又は自宅療養を行う患者に対する健康状態の報告の求めについて、都道府県知事等は、協定を締結した医療機関等に委託することができることとする。また、当該患者が受けた医療について、都道府県等がその費用を負担する仕組みを創設すること。
- 四 感染症患者に対する医療を担当する医療従事者等に係る国による広域の応援調整の仕組み、都道府県知事の求めに応じて災害・感染症医療に従事する者の養成・登録の仕組み等を整備すること。
- 五 都道府県は、関係機関により構成される連携協議会を組織するとともに、緊急時の入院勧告等について、保健所設置市等に指示することができることとする。また、保健所等の人材確保を支援する仕組みを整備するほか、都道府県等は、専門的な調査研究及び試験検査等に必要な体制整備等を行うこと。
- 六 医療機関による届出等について、電磁的方法による入力を努力義務とするとともに、感染症情報と医療保険の給付の費用に関する情報等との連結利用等を可能とする規定を整備すること。
- 七 感染症対策物資等の確保のため、緊急時に厚生労働大臣が事業者に対し、生産の促進の要請及び必要な支援等を行うことができることとする。
- 八 新たな臨時の予防接種の類型、ワクチン製造販売業者等と損失補償契約を締結することができる枠組み等を導入すること。また、厚生労働大臣及び都道府県知事の要請により、医師、看護師等以外の一部の者が注射行為等を行

うことを可能とする枠組みを整備すること。

九 検疫所長は、新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者であつて居宅等から外出しないことの協力の求めに応じないもの等に対し、外出しないことの指示及び報告の求めを行うことができることとともに、報告の求めに応じない場合等の罰則を設けること。

十 この法律は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行すること。

(修正要旨)

一 政府は、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る医療の在り方について、科学的知見に基づく適切な医療の確保を図る観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定を追加すること。

二 政府は、新型コロナウイルス感染症に関する状況の変化を勘案し、当該感染症の新型インフルエンザ等感染症への位置付けの在り方について、他の感染症の類型との比較等の観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定を追加すること。

三 政府は、副反応に関する情報を含め、予防接種の有効性及び安全性に関する情報の公表の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定を追加すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 本法施行までに相当の期間があることに鑑み、本法成立後、施行までの期間においても本法の趣旨を踏まえた感染症対策の全体的な取組の強化に努力し、当面する感染拡大に十二分に備えること。

二 保健所設置自治体が予防計画を作成するに当たり、市町村の意見を十分に聴き、市町村の役割を明確にし、保健所の負担軽減につながる方針を示すこと。

三 感染症危機時に確実に稼働する体制を構築するため、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療提供体制確保等の協定が多くの医療機関との間で締結され、医療を必要とする者に確実に医療が提供されることとなるよう、地域における感染症医療提供体制整備に必要な支援を行うこと。

四 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療提供体制確保等の協定の履行確保措置を講ずるに当たっては、地域の実情に応じた適切な運用となるように

- するとともに、協定に基づき履行すべき内容と履行確保措置のバランス、地域医療への影響等に十分配慮すること。
- 五 流行初期医療確保措置が実施される期間について、保険者等の負担に鑑み、速やかな補助金、診療報酬の上乗せにより数か月程度の必要最小限の期間とすること。
- 六 新興感染症から国民の命を守るため、医療機関の協力が不可欠な状況に鑑み、平時からの備えに対する必要な支援を医療機関の経営面にも配慮し講ずること。
- 七 感染症危機に際しかかりつけ医等の地域の医療機関が可能な限り感染症医療を行うことができるよう、医薬品、個人防護具等の配布、治療方法の普及その他の必要な支援を行うこと。
- 八 感染症医療に対応する医療機関が、感染症患者と当該患者のかかりつけ医との関係を把握し、当該かかりつけ医等の地域の医療機関との連携を確保することができるような方策を検討し、速やかに必要な措置を講ずること。
- 九 地方衛生研究所について、本法の趣旨を踏まえ、法律上の位置付けを明確にしつつ、その体制整備等についての基本的な指針を地方公共団体に示すとともに、保健所及び地方衛生研究所の人員及び予算を確保し、試験及び検査、調査及び研究等のより一層の体制強化を図ること。
- 十 感染症対策及び予防接種事務に関するデジタル化及び情報基盤整備に当たっては、情報の流出の防止その他の国民のプライバシー情報の厳重管理を徹底すること。
- 十一 新型コロナウイルスの特性を考慮し、新型コロナウイルスワクチンの予防接種法上の扱いについて検討を行うこと。
- 十二 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に苦しむ患者について、治療と就労を両立するための支援を検討し、速やかに必要な措置を講ずること。
- 十三 新型コロナウイルスワクチン接種後の遷延する症状について、速やかに実態を把握し、病態の解明に必要な調査研究を行うこと。
- 十四 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状及び新型コロナウイルスワクチン接種後の遷延する症状について、患者がかかりつけ医等の地域の医療機関での治療を受けられるよう必要な措置を講ずるとともに、その症状並びにその診断及び治療の方法に関する情報を収集し、整理し、及び分析し、その結果に基づき必要な情報を適切な方法により積極的に公表すること。
- 十五 薬事承認制度が製薬企業からの申請に基づくものであることを踏まえ、

製薬企業の研究開発支援、申請時の企業負担の軽減、治験等の手続の簡素化、企業相談の実施その他の製薬企業の薬事承認申請を促進する措置を講ずるとともに、緊急時における国主導による医薬品等の確保の仕組みを検討し、必要な措置を講ずること。

十六 今回の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、かかりつけ医の役割、新型コロナ患者の健康観察を行う主体の在り方も含め、「ウィズコロナ」下におけるあるべき地域保健医療提供体制について引き続き議論を進めること。

十七 「ウィズコロナ」への移行を更に進める観点や教育的観点から、今一度、関係省庁とも連携して、国民がマスク着用の必要のない場面で、マスクを外す判断ができる環境づくりを進めること。

十八 現下の新型コロナウイルスの特性を踏まえ、科学的知見等に基づき適切なマスク着用の基準の見直しを検討するとともに、その結果をわかりやすく国民に伝えること。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）要旨

本案は、障害者等の地域生活及び就労を支援するための施策の強化により、障害者等が希望する生活を営むことができる社会を実現するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 グループホームの支援内容に、一人暮らし等を希望する者に対する支援、退居後の相談等が含まれることを明確化すること。

二 地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター並びに緊急時の対応及び施設等からの地域移行の推進等を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とすること。

三 障害福祉サービスとして就労アセスメントの手法を活用した就労選択支援を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、その結果を参考に職業指導等を行うものとする。

四 雇用義務の対象外である週所定労働時間が特に短い重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者について、実雇用率の算定対象とすること。また、障害者雇用調整金等の支給方法を見直すとともに、企業が実施する職場定着等の取組への助成措置を強化すること。

五 精神科病院の管理者は、精神障害者の家族等が同意又は不同意の意思表示を行わない場合に、市町村長の同意により医療保護入院を行うことができる

ものとするとともに、医療保護入院の期間を定め、医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行うものとする。また、市町村長同意による医療保護入院者等に対し、その者の求めに応じ、入院者訪問支援員の訪問により入院者本人の話を誠実かつ熱心に聞き、相談に応じる入院者訪問支援事業を創設すること。

六 精神科病院の管理者は、精神障害者への虐待を防止するため、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した者が都道府県等に通報する仕組みを整備すること。

七 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しすること。また、指定難病要支援者証明事業等を創設するほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進する等、難病患者の療養生活環境整備事業及び小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化すること。

八 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病に係る各データベースについて、第三者提供の仕組み等の規定を整備すること。

九 この法律は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 グループホームにおける一人暮らし等に向けた支援の実施に当たっては、福祉からの卒業として一人暮らし等への過度な誘導につながらないように、新たなグループホームの種類の創設については丁寧に検討し、本人の意思を尊重して個別に必要な支援が適切に提供されるようにすること。

二 国連障害者権利委員会の対日審査の総括所見における指摘事項を踏まえ、地域移行を着実に進めるため、多様な障害当事者の意見も踏まえ、目標を設定するなど具体的な地域移行の計画を立案すること。また、地域生活支援拠点等の役割の明確化や機能強化、拠点コーディネーターの役割の整理や配置の促進など地域移行を効果的、計画的に推進するための方策について検討し、必要な措置を講ずること。

三 重度障害者の職場及び通勤中における介護について、現在実施している雇用と福祉の連携による取組の実施状況や、重度障害者の働き方や介助の実態を把握した上で、連携の取組の改善及び支援の在り方について検討すること。また、重度障害児の学校及び通学中における介護の在り方についても、教育

と福祉の連携による取組の実施状況を踏まえて検討すること。さらに、地域生活支援事業により実施されている移動支援について、個別給付とすることも含め、その見直しを検討すること。

四 高齢の障害者に対する介護保険優先原則の運用に当たっては、一律に介護保険サービスを優先するのではなく、重度訪問介護も含め、個々の障害者が必要とする支援を受けられるよう、地方公共団体に周知すること。

五 障害福祉サービス等報酬改定に当たっては、加算を増やして報酬体系をいたずらに複雑化させないことに留意しつつ、必要な人員を確保し、適切なサービスが提供されるようにすること。また、コロナ禍において原油価格や物価の高騰に直面し、経営への影響が懸念されている全国の障害福祉サービス事業所を支援するため、必要な措置を講ずること。

六 多様なピアサポーターの活動の価値や専門性を分かりやすく伝える観点も踏まえつつ、障害者ピアサポート研修事業の研修カリキュラムの見直しを検討すること。

七 進行性の障害の状態を踏まえた必要な支援を受けられるよう、障害支援区分の認定や障害福祉サービスの支給決定に係る適切な運用を推進すること。

八 失語症に関し、身体障害者手帳の等級の認定基準等を見直すよう、検討するほか、失語症者向け意思疎通支援者等の派遣事業の全国的な実施等、失語症者が障害者総合支援法に基づく必要な支援を受けられるよう、検討すること。

九 放課後児童クラブのインクルーシブ化を推進するとともに、障害児の特性に応じた適切な支援に努めること。

十 重度障害者に対する職場における支援のための助成金の利用が低調な理由について分析するとともに、重度障害者の就労ニーズの掘り起こし等を検討すること。

十一 難病患者など障害者手帳は取得できないが障害によって働きづらさを抱える者への就労支援のために必要となる就労能力の判定の在り方について検討し、必要な施策を講ずること。

十二 障害者雇用率制度における除外率制度の廃止に向けた取組を行うほか、事業主が、単に雇用率の達成のみを目的として雇用主に代わって障害者に職場や業務を提供するいわゆる障害者雇用代行ビジネスを利用することがないよう、事業主への周知、指導等の措置を検討すること。

十三 医療保護入院の入院期間の上限については、厚生労働省令において6月

を下回る可能な限り短い期間を設定するとともに、医療保護入院者退院支援委員会には、入院者本人及び本人の地域移行を支援する者を参加させることとし、入院期間の更新やみなし同意によって事実上の長期入院とならないような措置を講ずること。

十四 家族等が同意又は不同意の意思表示をしない場合において市町村長の同意が安易に行われ、医療保護入院が増加することがないように、必要な措置を講ずること。

十五 国連障害者権利委員会の対日審査の総括所見における、精神保健福祉法及び心神喪失者等医療観察法の規定に基づく精神障害者への非自発的入院の廃止等の勧告を踏まえ、精神科医療と他科の医療との政策体系の関係性を整理し、精神医療に関する法制度の見直しについて、精神疾患の特性も踏まえながら、精神障害者等の意見を聴きつつ検討を行い、必要な措置を講ずること。

十六 入院者訪問支援事業が、精神科病院に入院している精神障害者の権利擁護のためのアドボケイトとして機能するよう、入院者訪問支援員の研修など事業の実施体制の整備に万全を期すこと。

十七 本法施行後の精神科病院の業務従事者による虐待についての通報の仕組みの実施状況を踏まえ、障害者虐待防止法における、病院での虐待の防止と報告を確保するための更なる取組について検討すること。

十八 隔離・身体的拘束に関する切迫性、非代替性、一時性の要件を明確にするため、厚生労働大臣告示の改正を速やかに進めること。また、同告示に、患者に対する治療が困難という文言を用いることが適切であるかについて関係団体との意見交換の場を設け、当該文言やそれに類似する文言の使用によらない方策を検討し、必要な措置を講ずること。

十九 地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドラインについては、原則として警察又は警察関係者を参加させるべきではないとの観点から必要な措置を講ずるとともに、措置入院の運用に関するガイドラインについては、関係者による協議の場が、自立支援協議会等とは異なる役割を有することを踏まえて適切に運用されるよう、必要な措置を講ずることについて検討すること。

二十 第8次医療計画の中間指標では、精神科病院の非自発的入院の縮減を把握する指標例とともに、精神病床の削減のための目標値の設定について検討すること。

- 二十一 指定難病及び重症度分類の基準の選定に当たっては、引き続き、医学的見地に基づく日常生活上の困難さも十分考慮すること。また、小児慢性特定疾病について、成人後も切れ目のない治療が可能となるよう指定難病に指定することを検討すること。
- 二十二 難病患者等に対する医療費助成の前倒しに当たっては、申請日から医療費助成の対象の病状であると診断された日まで十分に遡って助成の対象とすること。また、自己負担限度額の在り方について、引き続き、必要なデータ収集を行うこと。
- 二十三 就労支援、医療・福祉、ピアサポート等、多岐にわたる相談業務を担う難病相談支援センターについて、関係機関との連携を密にしつつ、それぞれの強みを活かした相談支援を充実させるとともに、地域間格差が生じないよう必要な人員の確保や研修等による職員の質の向上に努めること。また、難病対策地域協議会等が設置されていない都道府県等に対し、十分な協議が行われるよう、その設置を促すとともに、医療的ケア児等の他の協議会と共同で開催できる旨の周知に努めること。
- 二十四 難病患者等が地域において適切な医療を受けることができるよう、必要な予算や人員を確保しつつ、難病診療連携拠点病院を中心とした医療機関間の連携や移行期医療の体制整備などに取り組むこと。また、難病患者等の診療が制限を受けることは、命に直結することから、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中でも、診療に制限がかかることのないよう万全の対策を講ずること。
- 二十五 難病患者等が治療によって、就労・就学において不利益な扱いを受けることがないように、環境の整備に万全を期すこと。就労については、病気休暇等の普及促進、難病患者の障害者雇用率制度における取扱いの検討及び事業主への正しい理解の啓発に取り組むとともに、働きやすい環境整備に取り組むこと。
- 二十六 難病の根治に向けた研究、治療法の確立に資するデータベースの構築を図るため、データ登録の促進に努めるとともに、オンライン化を始めとした事務手続の簡略化を図ること。また、取り扱うデータは遺伝情報等が含まれることから、登録データのセキュリティ対策には万全を期すとともに、利活用の範囲については慎重に検討すること。
- 二十七 長期療養を必要とする難病等に苦しむ者や子どもが地域において適切な福祉サービスを楽しむことができるよう、地方自治体が作成する障害福祉計画・障

害児福祉計画に係る基本指針にその趣旨を明記すること。

二十八 難病に苦しむ者の就労状況の実態把握に努め、治療を躊躇することなく、就労できる環境を創出するための、関係制度の検討及び他領域にまたがる政策の連携を通じた、支援策の充実に努めること。

二十九 包括的な難病等対策を実現するため、難病等に対する有効な新規治療薬・治療方法の開発を進めるとともに、新たに治療薬が実用化された場合などにおいて、早期診断及び早期治療が可能となるような医療提供体制を早急に整備すること。

三十 新生児マススクリーニング事業について、全国の地方自治体において適切に検査が実施され、検査の結果治療が必要となる新生児に対し、最新の知見を基に最適な治療が受けられるよう国の責任において当該事業の推進を図ること。

○特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第15号）要旨

本案は、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づく給付金の支給の請求の状況に鑑み、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 給付金の請求期限を5年延長すること。

二 特定C型肝炎ウイルス感染者のうち、劇症肝炎に罹患して死亡した者に対する給付金の額を1,200万円から慢性C型肝炎が進行して死亡した者等と同額の4,000万円に引き上げるとともに、劇症肝炎に罹患して死亡した者について、この法律の施行前に1,200万円の給付金が支給された場合においても、その相続人に対し、引き上げられた給付金の額との差額に相当する額の給付金を支給すること。

三 この法律は、公布の日から施行すること。

○令和4年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第16号）要旨

本案は、令和4年度出産・子育て応援給付金（以下「給付金」という。）の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら給付金を使用する

ことができるようにするため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 給付金の支給を受ける権利の差押え等を禁止するとともに、給付金として支給を受けた金銭等の差押えを禁止すること。
- 二 租税その他の公課は、給付金として支給を受けた金品を標準として課することができないこととすること。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。

【農林水産委員会】

○競馬法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）要旨

本案は、競馬の健全な発展を図るとともに、競馬に対する国民の信頼を確保するため、競馬活性化計画の目的及び記載事項の見直し、時限措置とされている地方競馬全国協会（以下「協会」という。）の資金確保措置の恒久化及び延長並びに競馬の公正かつ円滑な実施を確保するために必要な措置の充実等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 競馬活性化計画の目的及び記載事項の見直し

競馬活性化計画の目的を「事業の経営基盤の強化を図る」こととすること。また、競馬活性化計画の記載事項として、「競走体系の整備」及び「競走馬の競走能力の向上を図るための事業」を位置付けること。

二 協会の業務の追加等

協会の業務に、都道府県又は指定市町村に対して地方競馬の公正な実施を確保するために必要な支援を行うことを追加すること。また、協会は、都道府県若しくは指定市町村又は競馬の実施に関する事務の委託を受けた都道府県若しくは市町村、日本中央競馬会若しくは私人に対し、免許業務を適正に行うために必要となる調教師又は騎手に関する情報の提供を求めることができることとすること。

三 協会の資金確保措置の恒久化及び延長

- 1 協会が地方競馬の活性化を図るために行う業務に必要な資金を確保するため、畜産振興勘定から競馬活性化勘定への資金の繰入措置を恒久化するとともに、日本中央競馬会の特別振興資金から協会の競馬活性化勘定への資金の交付措置の期限を5年間延長し、令和9事業年度までとすること。
- 2 協会が競走馬の生産の振興を図るために行う業務に必要な資金を確保するため、日本中央競馬会の特別振興資金から協会の競走馬生産振興勘定への資金の交付措置を恒久化すること。

四 競馬の円滑な実施を確保するために必要な措置の充実

日本中央競馬会又は都道府県若しくは指定市町村が競馬の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときに必要な処分を行うことができるよう、政令委任事項等に「競馬の円滑な実施を確保するため必要な事項」を追加すること。

五 罰則の強化

競馬関係者による勝馬投票券の購入又は譲受けに関する罰金を「100万円

以下」から「200万円以下」に引き上げることとする。

六 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

地方競馬は、競馬活性化計画に基づき、主催者が収支改善のための取組を実施してきた結果、令和2年度には29年ぶりに売得金が9,000億円を超えるなど、その売上は堅調な状況にある。引き続き堅調な売上を維持するためには、地方競馬の魅力の更なる向上、施設の老朽化への対応、馬産地の生産基盤の強化等が必要である。

一方、競馬関係者による不適切事案の発生は、競馬に対する国民の信頼が揺らぎかねない状況を生じさせた。

こうした状況を踏まえ、地方競馬がこれまで畜産振興や地域経済等に重要な役割を果たしてきたことに鑑み、更に地方競馬の振興を図るとともに、競馬に対する国民の信頼を確保していく必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 地方競馬への支援措置の拡充に当たっては、長期にわたり計画的に競馬活性化事業を実施することにより地方競馬の経営基盤の強化が図られ、地方競馬が畜産振興及び地方財政の改善に一層貢献できるよう指導すること。また、畜産振興勘定から競馬活性化勘定への繰入れに当たっては、法律の趣旨である畜産振興への寄与が阻害されないよう十分配慮すること。
- 二 馬産地への支援の恒久化に当たっては、長期にわたり計画的に競走馬生産振興事業を実施することにより馬産地の生産基盤の強化が図られ、競走馬の安定供給と強い馬づくりが推進されるよう指導すること。
- 三 競馬の売上げの一部が畜産振興、社会福祉事業等への貢献及び地方財政の改善に活用されていることについて、国民一般の理解が一層深まるよう努めること。また、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進すること。
- 四 日本中央競馬会のレース映像提供施設に関しては、地方公共団体や広く地域の理解を得て設置するよう指導すること。
- 五 売得金に占めるインターネット投票等の割合が年々増加する中であって、競馬場の入場者数の増加は、競馬関連事業の継続発展や雇用を創出するなど

地域経済へ寄与することが見込まれるため、家族連れで入場しやすい親しみのある競馬場づくり、ファンサービスの向上、競馬場周辺の観光との連携等来場促進の取組がなされるよう指導すること。

六 競馬における職場環境の整備が競馬の魅力の更なる向上に果たす役割に鑑み、警備員や厩舎で雇用される厩務員なども含めた全ての競馬事業に従事する者の処遇や職場環境が改善するよう努めること。

七 本法に基づく地方競馬全国協会の資金確保措置による地方競馬の経営基盤の強化の状況を常に分析・検証し、その結果を公開するとともに、これに基づき、地方競馬の振興の在り方について必要な措置の検討を進めること。

八 競馬関係団体間の密接な協力連携体制を構築し、競馬関係者に対する研修指導を強化すること等を通じて不適切事案の未然防止を図り、競馬に対する国民の信頼を確保すること。

九 引退した競走馬の多様な利活用による社会貢献等の観点からも命ある馬が可能な限り充実したセカンドキャリアを送ることができるようにすることの重要性に鑑み、こうした取組に対する競馬関係者による支援の拡充を促し、取組内容の充実が図られるよう指導すること。

右決議する。

＜委員会決議＞

○令和5年度畜産物価格等に関する件

我が国の畜産・酪農経営は、依然として担い手の高齢化、後継者不足が進行しており、特に、中小・家族経営における経営の継続を困難なものとしている。こうした事態に対応するためには、生産基盤をより一層強化する取組や次世代に継承できる持続的な生産基盤を創造する取組の継続が重要である。

このような中、ウクライナ情勢等に伴う穀物価格の上昇等による配合飼料等の資材価格の高騰や、新型コロナウイルス感染症等による需要の減少は、畜産・酪農経営に対し営農継続が危ぶまれるほどの甚大な影響をもたらしている。特に、飼料価格の高騰は、飼料自給率の低い我が国において食料安全保障に関わる問題であることから、飼料の輸入依存からの脱却を目指すとともに、畜産・酪農経営の安定を図り、営農継続の意欲を維持し、高めていくことが重要な課題となっている。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、令和5年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 配合飼料価格の高騰による畜産・酪農経営への影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度を安定的に運営し、配合飼料価格の高止まりによる生産者の負担増加を抑制するための対策を着実に実施するとともに、今後の畜産・酪農経営の動向を見定め、離農・廃業を回避できるよう必要に応じて追加の対策を講ずること。また、耕畜連携による飼料用とうもろこし等の国産飼料の生産・利用の拡大、飼料用米、稲発酵粗飼料の生産・利用の推進、草地等の生産性向上、稲わら等の国産粗飼料の広域流通等による国産飼料に立脚した畜産・酪農への転換を強力に推進し、飼料自給率の向上を図ること。加えて、飼料穀物の備蓄をはじめとする配合飼料の安定供給のための取組を支援すること。
- 二 配合飼料に加え、単体の濃厚飼料、購入粗飼料の価格高騰等により、生産コストが上昇している酪農・畜産経営を支援する施策を講ずること。また、新型コロナウイルス感染症等による需要の減少で乳製品在庫が高水準にある中、生乳の需給ギャップを早期に解消するため、生産者による一定期間における生産抑制への取組、国産チーズの競争力強化、生産者団体・乳業者による乳製品の在庫対策を支援すること。その際、生産者の経営継続、所得の安定、将来的な生産力回復に配慮すること。さらに、牛乳・乳製品の消費拡大に取り組むこと。
- 三 高病原性鳥インフルエンザ、豚熱の感染拡大防止は、現下の家畜伝染病の防疫上、最重要課題である。そのため、各種対策を強力に推進し、農場における飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図り、感染リスクを低減させる取組を支援すること。また、アフリカ豚熱等の家畜伝染病の流入防止のため、水際での防疫措置等の発生予防対策を徹底すること。さらに、これらの措置を着実に進めるため、地域の家畜衛生を支える家畜防疫員や産業動物獣医師の確保・育成を図るとともに、豚熱の予防的ワクチン接種体制を強化すること。
- 四 加工原料乳生産者補給金については、飼料等の資材価格の高騰を踏まえ、中小・家族経営を含む酪農経営の維持が可能となるよう単価を決定すること。集送乳調整金については、輸送環境が急速に悪化していること等を踏まえ、条件不利地域を含めて確実にあまねく集乳を行えるよう単価を決定すること。また、総交付対象数量については、新型コロナウイルス感染症等による需要の減少を踏まえつつ、国産乳製品の安定供給が図られるよう適切に決定すること。

- 五 肉用子牛生産者補給金制度における保証基準価格等については、中小・家族経営を中心とする繁殖農家の経営努力が報われ、営農意欲が喚起されるよう、生産コストの動向等を踏まえ再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。また、肉用子牛の価格が短期間で大幅に下落し、生産者の経営環境が急激に悪化していることに鑑み、肉用子牛生産者の経営改善を支援すること。さらに、肉用牛生産基盤の維持・強化を図るため、優良な繁殖雌牛の導入、和牛受精卵を活用した和子牛の生産等酪農経営と肉用牛経営の連携等の取組を支援すること。
- 六 経済連携協定等が、我が国の畜産・酪農経営に与える影響について、統計データ等を常に注視し、分析を行い、これを公表すること。また、関税削減や日米貿易協定に基づく牛肉セーフガードの見直し等に対する生産者の懸念と不安を払拭し、生産者が経営の継続・発展に取り組むことができるよう、実効ある経営安定対策を講ずること。その際、実施した施策の効果を検証し、適宜必要な見直しを行うこと。
- 七 畜産・酪農経営における経済性や採算性の分析を不断に行い、大規模化の効果やリスク、飼養形態・飼養規模の在り方などを検証し、現場と情報の共有を図ること。
- 八 中小・家族経営をはじめとした地域の関係者が連携し、地域一体となって収益性の向上を図る畜産クラスターについて、引き続き、現場の声を踏まえた事業執行に努めつつ、飼料増産や収益性向上等に必要な機械導入や施設整備、施設整備と一体的な家畜導入等を支援すること。また、既往債務が畜産・酪農経営に与える影響に鑑み、償還負担の軽減に向けた金融支援措置が十分に活用されるよう、その周知徹底を図ること。さらに、乳業工場・食肉処理施設の再編整備及び機能強化等を支援すること。
- 九 酪農経営の労働負担の軽減のため、飼養方式の改善、機械化、育成の外部化を支援するとともに、特に中小・家族経営にとって不可欠な存在である酪農ヘルパーについては、その要員の育成や確保、傷病時の利用料金の軽減等のための支援を行うこと。また、ICTやロボット技術の活用等により生産性の向上と省力化を図るとともに、後継者による継承や新規就農の推進のための取組を強力的に支援すること。
- 十 国際社会において、SDGsに基づく環境と調和した持続可能な農業の促進が求められていることを踏まえ、持続的な畜産物生産に向けた家畜ふん堆肥の利用推進や高品質化、家畜排せつ物処理施設の機能強化等の温室効果ガ

ス排出量の削減に資する取組を支援すること。また、畜産GAPの普及・推進体制の強化を図るための指導員等の育成やGAP認証取得等の取組を支援するとともに、アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の普及を図ること。

十一 家畜能力等の向上を図る取組を一層支援すること。また、関係者の長年の努力の結晶である和牛遺伝資源の厳格な流通管理及び知的財産としての価値の保護を確実に実施すること。

十二 畜産物の輸出促進を図るため、畜産農家・食肉処理施設等・輸出事業者が連携した産地のコンソーシアム化、コンソーシアムと品目団体との連携による販売力の強化等を進めるとともに、国産畜産物の需要の増加に対応できる生産基盤の構築や輸出対応型の処理加工施設の整備に取り組むこと。

十三 原発事故に伴う放射性物質の吸収抑制対策及び放射性物質に汚染された稲わら、牧草等の処理を強力に推進すること。また、原発事故に係る風評被害対策に徹底して取り組むこと。

右決議する。

【経済産業委員会】

○ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）要旨

本案は、液化天然ガスの確保をめぐる国際的な緊張の高まりを踏まえ、緊急時において経済産業大臣が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）に液化天然ガスの調達を要請することができることとするとともに、ガスの需給を調整するためガスの使用を制限することを可能とする措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 ガス事業法の一部改正

1 経済産業大臣は、ガスの安定供給の確保に支障が生じる場合等において、ガスの製造の用に供する液化天然ガスの調達が特に必要であり、かつ、機構以外の者による調達を困難とする特別の事情があると認めるときは、機構に対し、当該液化天然ガスの調達を要請することができるものとする。

2 ガスの使用制限等

(一) 経済産業大臣は、ガスの需給の調整を行わなければガスの供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等からガスの供給を受ける者等に対し、ガスの量の限度を定めて、ガスの使用の制限等を命じ、又は勧告することができるものとする。

(二) 経済産業大臣は、(一)の規定の施行に必要な限度において、(一)のガスの供給を受ける者に対し、ガスの使用の状況等について報告を求めることができるものとする。

3 2に係る違反行為をした者について罰則を措置すること。

二 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部改正

1 機構は、一の1の規定による液化天然ガスの調達を行うことができるものとする。

2 1に掲げる業務について、区分経理を規定すること。

3 機構は1に掲げる業務に必要な費用に充てるため、長期借入金等を行うことができるものとする。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2月を超えない範

圏内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）による液化天然ガス（LNG）の調達については、経済産業大臣の要請が行われる場合の要件を具体的に例示するなど、予見可能性を高めるよう努めること。また、調達から利用まで相当な時間を要することから、世界的なLNGの需給状況を踏まえつつ、民間事業者と緊密に連携をとって、緊急時に速やかに必要なLNGを調達できるよう万全を期すこと。
- 二 緊急時にJOGMECが調達するLNGは、今回措置するガスの製造のみならず、発電用燃料にも使用されることに鑑み、発電事業者やガス事業者等への供給について、運用の明確化を行い、適切な配分が行われるよう努めること。
- 三 緊急時にJOGMECがLNG調達に関する業務を適切に実施できるよう、JOGMECの体制の整備に必要な措置を講ずること。
- 四 ガスの使用を制限することは、国民生活及び企業活動等に重大な影響を与えるおそれがあることに鑑み、平時から、資源外交の積極的な展開やLNG輸入事業者に対する支援等を通じて、LNGの安価かつ安定的な調達に努めつつ、需要家に対する節ガスの呼びかけや経済インセンティブの活用等を進めるなど、ガス需給の両面において可能な限りの対策を講ずること。
- 五 ガスの使用制限を実施するに当たっては、対象となる需要家等と事前に十分な調整を行い、制度の趣旨及び対象範囲や制限の方法等について国民や関係者に対する周知徹底を図るなど、需要家等の予見可能性を確保し、制度の運用に万全を期すこと。また、使用制限による需要家への影響が最小限に抑えられるよう、十分に配慮すること。
- 六 ガス分野における2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、合成メタンを製造するためのメタネーション技術の開発や効率的な熱利用等の熱需要における脱炭素化の促進のために実効的な措置を講ずること。

【国土交通委員会】

○港湾法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）要旨

本案は、我が国における脱炭素社会の実現に資する港湾の効果的な利用を推進するとともに、港湾の機能の安定的な維持及び港湾の管理、利用等の効率化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 港湾における脱炭素化の推進

1 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針を定めるに当たって、地球温暖化の防止及び気候の変動への適応のため果たすべき港湾等の役割に配慮すること。

2 港湾脱炭素化推進計画

(一) 港湾管理者は、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画（以下「港湾脱炭素化推進計画」という。）を作成することができること。

(二) 港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、港湾脱炭素化推進協議会を組織することができること。

(三) 港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画の目標を達成するために、分区の区域内に脱炭素化推進地区を定めることができ、当該地区の区域内においては、地方公共団体は条例で、当該分区に係る構築物の規制を強化し又は緩和することができること。

二 港湾の機能の安定的な維持及び港湾の管理、利用等の効率化

1 港湾の環境の整備に関する事業を実施するため、行政財産である緑地又は広場（以下「緑地等」という。）の貸付けを受けようとする者は、同事業の実施に関する計画（以下「港湾環境整備計画」という。）を作成し、港湾管理者の認定を申請することができること。また、港湾管理者は、当該港湾環境整備計画の内容が一定の基準に適合する場合は認定することとし、当該認定を受けた港湾環境整備計画に記載された緑地等を、当該計画を実施しようとする者に貸し付けることができること。

2 国土交通大臣又は港湾管理者が、港湾工事のための調査等を行うためやむを得ない場合に、他人の土地に立ち入らせることができる者として、国土交通大臣又は港湾管理者の委任した者を追加すること。

3 国土交通大臣が、港湾管理者から要請があり、かつ、当該港湾管理者における業務の実施体制等を勘案して必要があると認めるときに、当該港湾

管理者の管理する港湾施設の管理を行うことができる制度の適用が可能な場合として、世界的規模の感染症の流行等が発生した場合を追加すること。

三 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 港湾における脱炭素化の推進には船社等港湾の利用者による取組も極めて重要であることから、水素やアンモニアを動力源とする船舶の利用見込みやこれらによる脱炭素化の数値目標、効果についても指標として明確化するとともに、これらの船舶の早期実用化に向け必要となる技術開発への支援にも努めること。
- 二 港湾における脱炭素化の推進のため、地方港湾に対しても、港湾脱炭素化推進計画の策定を促すとともに、事業者が同計画に基づく港湾脱炭素化促進事業により取得する荷役機械に対する税制上の措置のみならず、同計画に伴って整備する港湾設備への補助等の予算措置について検討すること。あわせて、老朽化した港湾施設の更新、周辺道路の整備、航路の浚渫等、港湾管理に必要な事業に対する支援についても充実を図ること。
- 三 港湾脱炭素化推進計画の実効性確保の観点から、関係事業者の労使双方が港湾脱炭素化推進協議会の構成員として参画できるよう、港湾管理者に配慮を求めること。
- 四 感染症等のリスク発生時における港湾施設の管理代行が円滑に行われ、その機能が確実に維持されるよう、港湾管理者が要請を行うべき状況を事前に検討し、平常時から連携体制を確立する等十分に備えておくこと。
- 五 港湾の緑地等の再整備等における民間事業者の活用に当たっては、都市部から離れた港湾にあっても、魅力ある賑わい空間が創出できるよう、アクセス確保の在り方について検討すること。
- 六 港湾の緑地等の再整備における民間事業者の収益の充実に当たっては、同事業者の意見が十分に反映されるものとなるようにするとともに、認定された港湾環境整備計画以外の再整備等に関しては、民間事業者の収益を充当することがないよう、港湾管理者に配慮を求めること。

○離島振興法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第12号） 要旨

本案は、離島が我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、離島振興法の有効期限を10年延長するとともに、離島振興施策の一層の充実を図るための所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 目的規定において、離島が担っている重要な役割として、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用を追加するとともに、本法により離島の基礎条件の改善等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を実施する等に当たっては、離島と継続的な関係を有する島外の人材も活用しつつ行うべきことを明記すること。
- 二 都道府県の責務として、その区域の自然的社会的諸条件に応じた離島振興施策の策定及び実施並びに離島振興対策実施地域である市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する情報提供等の援助に関する努力義務を定めること。
- 三 離島振興基本方針等において、本土と離島の交通を確保するために整備すべき交通施設に、橋りょう等が含まれることを明記すること。
- 四 離島振興計画に定めるべき事項として、離島の振興に関する目標、計画期間及び計画の達成状況の評価を追加すること。また、同計画に、離島振興対策実施地域の特性に応じた産業振興の促進に関する事項を記載できることとし、離島振興対策実施地域である市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する情報提供等の援助についても必要に応じて記載するよう努めること。
- 五 国が毎年度公表すべき離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等として、離島振興対策実施地域における石油製品の価格の低廉化に関する事業を例示すること。
- 六 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における医療の充実並びに情報の流通の円滑化及び通信体系の充実に特別の配慮をすること。
- 七 離島振興対策実施地域における介護サービス、交通、産業、教育、エネルギー等の分野における施策についての国及び地方公共団体による配慮規定の充実を図るとともに、感染症が発生した場合等における住民の生活の安定等に関する配慮規定、小規模な離島への配慮規定等を追加すること。
- 八 離島振興法の有効期限を令和15年3月31日まで10年間延長すること。

九 この法律は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行すること。

十 国は、本法の施行後5年を経過した場合において、本法による改正後の離島振興法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

＜委員会決議＞

○離島の振興に関する件

離島は、領域、排他的経済水域の保全、文化の継承、自然環境の保全、食料の供給の場等の多様で重要な役割を担っている一方、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にある。このため、離島における安全で安心な島民の生活を確保し、今後も離島に人が住み続け、その役割を最大限発揮できるよう、政府は、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 離島の振興のための施策は、離島が海等によって本土又は他の離島と隔てられていることに起因する諸条件に係る不利を補正し、離島と本土又は他の離島との一体性を確保するという観点を踏まえ、講ぜられなければならないこと。また、それに伴い離島と本土等の間の架橋が整備された際には、当該地域の実情に配慮しつつ、離島振興対策実施地域の指定が直ちに解除されることのないよう同地域の指定解除基準についても検討すること。

二 島内の消費を伸ばし、離島経済の活性化を図るため、旅行者等の来訪を促す取組の支援を強化し、交流人口の増加を図ること。

三 離島の物価が本土に比べて高い傾向にあること、また、離島振興法第19条の規定の趣旨等をも踏まえ、離島の振興に寄与するものに関する調査研究を既成概念にとらわれずに行うとともに、支援の在り方について検討を行い、ガソリン価格の低廉化に関する事業における支援を強化する等の必要な措置を講じ、離島におけるガソリン小売価格を引き下げること。

四 医療提供体制の確保は島民が離島で安心して生活していく上で必要不可欠であることを踏まえ、医師等の確保に努めつつ、オンライン診療、電子処方箋等の遠隔医療を活用できる環境整備を推進するとともに、離島における看護師が実施可能な医療行為に対する支援、看護師等の処遇改善や人員設置基準の緩和等について検討すること。

五 離島振興に関する現状の財政措置についての調査研究を行うとともに、地

方公共団体が離島振興計画を達成するために行う事業に要する経費に対して必要な財政措置を講じること。

六 離島が海等によって本土又は他の離島と隔てられていることに起因する諸条件に係る不利を補正し、離島と本土又は他の離島との一体性を確保する観点から離島に係る交通関連事業者を支援する地方公共団体に対する支援の在り方について検討すること。

右決議する。

【安全保障委員会】

○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）要旨

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 俸給月額等の改定

- 1 自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生に支給される自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）に支給される学生手当の月額及び陸上自衛隊高等工科大学の生徒（以下「生徒」という。）に支給される生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定すること。
- 2 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される令和4年12月期の期末手当の支給割合を100分の167.5とすること。
- 3 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される令和5年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の165とすること。
- 4 自衛隊法第45条の2第1項の規定により採用された職員に支給される令和5年度以降の6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合をそれぞれ100分の47.5等とすること。

二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行し、一の1の改正後の規定は、令和4年4月1日から適用すること。ただし、一の3及び4に関する規定は、令和5年4月1日から施行すること。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な措置を定めること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

国際情勢の複雑化により我が国周辺の緊張が高まっているだけでなく、多発する自然災害や感染症の対策など自衛官はかつてなく多くの任務を遂行している。このような状況で、自衛隊が任務を適切に遂行するためには、人的基盤を強化することが不可欠であることに鑑み、政府は自衛官の給与体系、処遇改善、その他質の高い人材の確保のための給与の在り方などの検討を加え、もって自衛官がさらに意欲と誇りをもって職務に従事できるよう、早急に必要な措置を講ずること。

【予算委員会】

○令和4年度一般会計補正予算（第2号）

本補正予算は、令和4年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、最近までの収入実績等を勘案して租税及印紙収入の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入や公債金の増額等を行うことにより所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、令和4年度一般会計歳入歳出予算は、次のとおりとなる。
（原則として単位未満四捨五入）

歳入

| | |
|-------|----------------|
| 成立予算 | 110,297,342百万円 |
| 補正第2号 | 28,922,227百万円 |
| 計 | 139,219,569百万円 |

歳出

| | |
|-------|----------------|
| 成立予算 | 110,297,342百万円 |
| 補正第2号 | 28,922,227百万円 |
| 計 | 139,219,569百万円 |

一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨

五入）

歳入

| | |
|------------|---------------|
| 1 租税及印紙収入 | 3,124,000百万円 |
| 2 税外収入 | 673,056百万円 |
| 3 公債金 | 22,852,000百万円 |
| (一) 公債金 | 2,476,000百万円 |
| (二) 特例公債金 | 20,376,000百万円 |
| 4 前年度剰余金受入 | 2,273,171百万円 |
| 計 | 28,922,227百万円 |

歳出

| | |
|-------------------------|--------------|
| 1 物価高騰・賃上げへの取組 | 7,816,959百万円 |
| 2 円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化 | 3,486,342百万円 |

| | | |
|---|---|---------------|
| 3 「新しい資本主義」の加速 | | 5,495,612百万円 |
| 4 防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など、国民の安全・安心の確保 | | 7,547,179百万円 |
| 5 今後への備え | | 4,740,000百万円 |
| (一) 新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費 | | 3,740,000百万円 |
| (二) ウクライナ情勢経済緊急対応予備費 | | 1,000,000百万円 |
| 6 その他の経費 | | 222,902百万円 |
| 7 国債整理基金特別会計へ繰入 | | 690,592百万円 |
| 8 既定経費の減額 | △ | 1,077,358百万円 |
| 計 | | 28,922,227百万円 |

○令和4年度特別会計補正予算（特第2号）

本補正予算は、財政投融资特別会計等11特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、エネルギー対策特別会計等3特別会計において、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

| | 歳入（百万円） | 歳出（百万円） |
|-------|------------|------------|
| 成立予算 | 51,419,136 | 49,955,051 |
| 補正第2号 | 2,016,621 | 2,011,021 |
| 計 | 53,435,757 | 51,966,072 |

2 国債整理基金特別会計

| | 歳入（百万円） | 歳出（百万円） |
|-------|-------------|-------------|
| 成立予算 | 245,798,477 | 245,798,477 |
| 補正第2号 | △ 8,624,431 | △ 8,624,431 |
| 計 | 237,174,047 | 237,174,047 |

3 財政投融资特別会計

| | 歳入（百万円） | 歳出（百万円） |
|----------|------------|------------|
| 財政融資資金勘定 | | |
| 成立予算 | 48,062,486 | 47,855,170 |

| | | |
|---------------|--------------|--------------|
| 補正第2号 | △ 12,768,454 | △ 12,566,630 |
| 計 | 35,294,032 | 35,288,541 |
| 4 エネルギー対策特別会計 | | |
| | 歳入(百万円) | 歳出(百万円) |
| (一) エネルギー需給勘定 | | |
| 成立予算 | 2,236,769 | 2,236,769 |
| 補正第2号 | 258,075 | 258,075 |
| 計 | 2,494,844 | 2,494,844 |
| (二) 電源開発促進勘定 | | |
| 成立予算 | 322,436 | 322,436 |
| 補正第2号 | 19,393 | 19,393 |
| 計 | 341,829 | 341,829 |
| 5 労働保険特別会計 | | |
| | 歳入(百万円) | 歳出(百万円) |
| (一) 労災勘定 | | |
| 成立予算 | 1,174,823 | 1,078,048 |
| 補正第2号 | — | 3,865 |
| 計 | 1,174,823 | 1,081,913 |
| (二) 雇用勘定 | | |
| 成立予算 | 3,593,661 | 3,593,661 |
| 補正第2号 | 899,620 | 172,068 |
| 計 | 4,493,282 | 3,765,729 |

以上のほかに、年金特別会計、食料安定供給特別会計、国有林野事業債務管理特別会計、自動車安全特別会計及び東日本大震災復興特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

また、地震再保険特別会計においては、令和4年福島県沖を震源とする地震に伴い、多額の保険金支払いが発生することにより民間準備金の減少が見込まれるため、1回の地震等による民間損害保険会社の保険金の支払限度額を引き下げる一方で、政府の保険金の支払限度額を引き上げている。

【議院運営委員会】

○国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第10号）要旨

本案は、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い国会議員の秘書の給料の改定等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国会議員の秘書の給料月額の一部を改定すること。
- 二 令和4年12月期の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 三 令和5年度以後の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 四 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、三は、令和5年4月1日から施行すること。
- 五 一は、令和4年4月1日から適用すること。

【政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会】

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案 (内閣提出第10号) 要旨

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が令和5年3月、4月又は5月中に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 令和5年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合及び公職選挙法第34条の2の規定（以下「90日特例の規定」という。）により行う場合を除き、選挙の期日及び告示の日を次のとおりとすること。

| | 選挙の期日 | 告示の日 |
|---------------------------|----------|---------|
| 都道府県知事の選挙 | 令和5年4月9日 | 同年3月23日 |
| 指定都市の長の選挙 | 同年4月9日 | 同年3月26日 |
| 都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙 | 同年4月9日 | 同年3月31日 |
| 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 | 同年4月23日 | 同年4月16日 |
| 町村の議会の議員及び長の選挙 | 同年4月23日 | 同年4月18日 |

二 令和5年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙については、選挙の期日及び告示の日を一に掲げる日とすることができるものとする。

三 90日特例の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも令和5年3月1日から同年5月31日までの間に満了する場合には、適用しないものとする。

四 同時選挙、立候補の禁止及び寄附等の禁止に関し、必要な規定を設けるものとする。

五 この法律は、公布の日から施行するものとする。

○最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（内閣提出第11号） 要旨

本案は、令和4年5月25日の最高裁判所大法廷判決において、在外国民に対して最高裁判所裁判官国民審査における投票を認めていない現行制度は違憲であると判示されたことを受け、在外国民による在外国民審査を可能とする等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 在外国民審査制度の創設

- 1 投票用紙の事前の調製が可能で、審査人の意思表示が容易な分離記号式（番号式）投票とすること。
- 2 在外選挙と同様に、在外国民審査においても、①在外公館投票、②郵便等投票、③国内における投票によることとすること。

二 洋上投票制度等の創設

遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗船中の船員や南極地域観測隊員についても、現行制度では国民審査について特別な投票方法がないことから、衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙と同様の投票方法（ファクシミリ送信による投票）を整備すること。

三 その他

在外国民審査制度の創設等に併せ、審査人に対する周知や審査事務の合理化に関する次の改正を行うこと。

- 1 審査に付される裁判官の氏名及び告示番号の周知に係る規定を整備すること。
- 2 開票立会人の選任に係る規定を整備すること。
- 3 審査立会人及び審査分会立会人の選任要件を審査権を有する者に緩和すること。
- 4 投票等の保存に係る事務を合理化すること。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）要旨

本案は、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員

の数を改めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 衆議院小選挙区選出議員の選挙区に関する事項

衆議院小選挙区選出議員の選挙区について、令和2年国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った勧告を受け、25都道府県において140選挙区の改定を行うものとする。

二 衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数に関する事項

衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数について、令和2年国勢調査の結果に基づき、衆議院比例代表選出議員の選挙区において選挙すべき議員の数を東京都選挙区で2、南関東選挙区で1増加させるとともに、東北選挙区、北陸信越選挙区及び中国選挙区で1ずつ減少させるものとする。

三 施行期日等に関する事項

- 1 この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行するものとする。
- 2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律の施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から、衆議院議員の選挙以外の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとする。

(附帯決議)

- 一 この法律の施行後においても、国会議員を選出する選挙制度は重要な課題のため不断に見直していくべきものであり、人口減少や地域間格差が拡大している現状を踏まえつつ、立法府の在り方を含め、議員定数や地域の実情を反映した選挙区割りの在り方等に関し、国会において抜本的な検討を行うものとする。
- 二 当該検討に当たっては、速やかに、与野党で協議の場を設置し、円満かつ公正公平な運営の下、十分な議論を行い、次回の令和7年の国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力するものとする。
- 三 今回の区割り改定により、区割りが変更される選挙区が多数に上るため、政府においては、有権者に混乱が生じることのないよう新たな選挙区に関し十分に周知徹底を行うこと。

【消費者問題に関する特別委員会】

○消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）要旨

本案は、社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の利益の擁護を更に図るため、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる範囲を拡大するとともに、取消権の行使期間を伸長する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 消費者契約法の一部改正

- 1 第4条第3項第6号の規定において掲げる行為（当該行為によって消費者が困惑して意思表示をしたときは取消しが認められることとなる行為）を、「当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げるもの」とすること。
- 2 第4条第3項第6号に係る取消権については、追認をすることができる時から1年間行わないとき、また、消費者契約の締結の時から5年を経過したときは時効によって消滅するとされているところ、当該期間について、1年間に3年間に、また、5年を10年に伸長するものとする。
- 3 独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）及び地方公共団体は、適格消費者団体の求めに応じ、当該適格消費者団体が差止請求権を適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、消費者紛争に関する情報を提供することができるものとする。

二 独立行政法人国民生活センター法の一部改正

- 1 センターの目的に消費者紛争を予防するための活動を支援すること等を追加するとともに、センターの業務として、適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行うことを追加すること。
- 2 紛争解決委員会（以下「委員会」という。）は、適正かつ迅速な審理を実現するため、和解仲介手続及び仲裁の手続を計画的に実施しなければならないものとするとともに、当事者は、適正かつ迅速な審理を実現するため、委員会による和解仲介手続及び仲裁の手続の計画的な実施に協力する

ものとする。

3 センターは、消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益を保護するため特に必要があると認めるときは、消費者紛争の当事者である事業者の名称等を公表することができるものとする。

三 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行するものとする。

(附帯決議)

政府は、両法律の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条の検討に当たっては、国会における審議において実効性に課題が示された点について検討し、必要な措置を講ずること。

二 円滑な法運用を可能とすべく、法施行後、政府は速やかに行政措置の基準を示すとともに、配慮義務の内容についても具体例を示すなどして周知すること。

三 効果的に取消権の行使や配慮義務規定の活用ができるようにするため、政府は、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案（以下「新法」という）及び消費者契約法改正案の国会における審議を踏まえて、その解釈について、十分な周知をすること。

四 禁止行為の違反に対する法人等への勧告・命令を実効あるものとするため、罰則の適用に当たっては、実行者のみが制裁対象となることがないように併科規定を設けた趣旨を踏まえ、新法の規定内容・趣旨について、関係機関等に対して周知すること。

五 悪質な勧誘行為を受けたことにより、取消権又は債権者代位権を有している者が、実際にはその取消権又は債権者代位権を行使することができない事態が生じないように、きめ細かな相談体制を構築するとともに、相談体制の整備に留まらず、権利行使の実効性確保に必要な支援措置を十分に講ずること。

六 親権者が寄附をしている場合には未成年の子が債権者代位権を行使することは困難であることから、未成年者の子の援助を充実すること。

七 法テラスの活用については、相談体制を整備するとともに、被害回復に向けた返還請求訴訟等につなげるよう、利用者にとって必要な支援措置を十分講ずること。

八 親族間の問題、心の悩み、宗教2世を含むこどもが抱える問題等の解決に

向け、法的支援にとどまらず、心理専門によるカウンセリング等の精神的支援、児童虐待や生活困窮問題の解決に向けた支援等を一体的・迅速に提供するなどの支援体制を構築すること。

九 円滑な法運用を可能とすべく、法施行後、政府は速やかに条文解説、Q & Aなどを作成し、ホームページ等において公表すること。また、禁止行為の違反に対する行政措置については、当該措置が十分に機能するよう体制を整備すること。

十 消費者契約法については、行政措置を導入して民事ルールと相まって被害の防止・救済を実現しようとする新法の意義や配慮義務その他の規定に係る新法の成立過程における国会での議論も踏まえて、第208回国会における附帯決議で求められた、同法の消費者法令における役割を多角的見地から整理し直した上で、既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方についての検討をすすめること。

十一 消費者契約法第40条により、独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体が、適格消費者団体に対し提供する消費者紛争に関する情報を内閣府令で定める際には、消費者取引に関連する幅広い情報が提供できるよう検討すること。

十二 独立行政法人国民生活センターは、独立行政法人国民生活センター法第42条第2項による公表について、消費者被害の拡大を防ぐため、事業者の名称を迅速に公表することができるよう体制を整備すること。

○法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案（内閣提出第22号） 要旨

本案は、法人等による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めることにより、消費者契約法とあいまって、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 法人等は、寄附の勧誘を行うに当たり、個人の自由な意思を抑圧し、適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること等に配慮しなければならないものとする。なお、この法律において「寄附」とは、個人が法人等に対し、無償で財産に関する権利を移転することを内容とする契約等及び無償で財産上の利益を供与する単独行為をいうものとする。

二 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、不退去等の不当勧誘行為により、寄

附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならないものとするとともに、寄附の勧誘を受ける個人に対し、借入れ等による資金調達を要求してはならないものとする。

三 内閣総理大臣は、寄附の勧誘に関する禁止規定の施行に関し特に必要な限度で、法人等に報告を求めることができるとともに、違反行為が認められ、引き続き当該行為をするおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、必要な措置をとるよう勧告することができるものとする。また、勧告を受けた法人等が、正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、命令を行うことができることとし、命令に違反したときは、1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。

四 個人は、法人等による一定の不当勧誘行為により困惑し、それによって寄附に係る契約の申込み等の意思表示をしたときは、当該寄附の意思表示を取り消すことができるものとする。

五 被保全債権が扶養義務等に係る定期金債権である場合、この法律及び消費者契約法に基づく寄附（金銭の寄附のみ）の取消権、寄附した金銭の返還請求権については、民法第423条第2項本文の規定にかかわらず、履行期が到来していなくても債権者代位権の行使を可能とすること。

六 国は、取消権や債権者代位権の適切な行使により被害回復等を図ることができるようにするため、日本司法支援センターと関係機関等の連携強化による利用しやすい相談体制の整備等、必要な支援に努めなければならないものとする。

七 この法律の運用に当たっては、法人等の活動に寄附が果たす役割の重要性に留意し、信教の自由等に十分配慮しなければならないものとする。

八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して20日を経過した日から施行すること。

九 政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(修正要旨)

一 法人等が寄附の勧誘を行うに当たっての配慮義務を定める第3条の規定について、「配慮しなければならない」とあるのを「十分に配慮しなければならない」に改めるとともに、同条を第1章（総則）から第2章（寄附の不当な勧誘の防止）に位置付けるものとする。

二 配慮義務の遵守に係る規定として次の規定を創設すること。

- 1 内閣総理大臣は、法人等が配慮義務を遵守していないため、当該法人等から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができること。
- 2 内閣総理大臣は、1による勧告をした場合において、その勧告を受けた法人等がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができること。
- 3 内閣総理大臣は、1による勧告をするために必要な限度において、法人等に対し、配慮義務として掲げる事項に係る配慮の状況に関し、必要な報告を求めることができること。

三 この法律の規定についての検討に関して、この法律の施行後「3年を目途」とあるのを「2年を目途」に改めること。

(附帯決議)

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案に対する附帯決議と同内容（68頁参照）

IV 決議案

○北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案（山口俊一君外12名提出、決議第1号）

10月4日、北朝鮮は、弾道ミサイルを発射し、青森県付近の我が国上空を通過する形で太平洋上に落下したとみられる。

北朝鮮は、今年に入ってから弾道ミサイルを計20回にわたって発射しており、これらの高い頻度で続く一連の挑発行動は、国際社会に対する深刻な挑戦である。このような中で、平成29年9月15日以来、およそ5年ぶりに我が国上空を通過する弾道ミサイルを発射した。これらは、我が国の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威であるとともに、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものである。このような北朝鮮の行為は、関連国連安保理決議及び日朝平壤宣言への違反であり、断じて容認できない。

本院は北朝鮮に対し厳重に抗議し、最も強い表現で非難する。さらに、挑発行動を中止し、核・弾道ミサイル開発計画を直ちに放棄するよう強く求める。

国際社会は、国連安保理決議等を踏まえ、結束した外交努力を展開し、平和的な解決を模索すべきである。政府においては、国連加盟国に対し、これまでの国連安保理決議に基づく制裁措置の完全な履行を実現するよう働きかけを一層強化しつつ、米国、韓国等関係各国と緊密に連携し、北朝鮮に対する一層厳格で実効的な措置を取るよう求めるべきである。

北朝鮮の核・ミサイル問題のみならず、拉致問題も我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる最も重大な問題であり、国際社会が結束して北朝鮮による核、ミサイル、そして、最重要課題である拉致問題の包括的かつ早急な解決を図るべく、政府の総力を挙げた努力を傾注し、もって国民の負託に応えるべきである。

右決議する。

V 通過議案概要一覧

(○は内閣提出、●は衆法又は参法)

| 委員会名 | 議案名 | 概要 | 提出 | 成立 |
|------|---|---|-------|-------|
| 内閣 | ○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号） | 人事院の国会及び内閣に対する令和4年8月8日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額及び勤勉手当の額の改定等を行うもの | 10/ 7 | 11/11 |
| | ○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第2号） | 一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行うもの | 10/ 7 | 11/11 |
| | ○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第9号） | 民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等の対象の拡大、公共施設等の管理者等が当該公共施設等の公共施設等運営権者の提案により実施方針のうち公共施設等の規模又は配置に係る事項を変更することを可能とする手続等の整備並びに株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務への民間支援業務の追加及び同機構が保有する株式等の処分に係る期限の延長を行うもの | 10/14 | 12/10 |
| | ○国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第16号） | 国際的協調の下に防止及び抑止が図られるべき不正な資金等の移動等をより一層効果的に防止し、及び抑止するため、大量破壊兵器関連計画等関係者を財産の凍結等の対象として追加するとともに、電子決済手段に関する取引を資本取引規制の対象とするほか、暗号資産交換業者に暗号資産の移転に係る通知義務を課す等の措置を講ずるもの | 10/26 | 12/ 2 |
| | ●令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律案（内閣委員長提出、衆法第9号） | 令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を使用することができるようにするため、令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について、差押えを禁止する等の措置を講ずるもの | 11/ 2 | 11/ 9 |

| 委員会名 | 議案名 | 概要 | 提出 | 成立 |
|------|--|--|-------|-------|
| 総務 | ○地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号） | 令和4年度第2次補正予算により増額される同年度分の地方交付税1兆9,211億円について、このうち4,970億円を同年度に交付することとし、これに対応して、令和4年度に限り、「臨時経済対策費」を設けることとするほか、残余の額1兆4,242億円を令和5年度分の地方交付税の総額に加算して、交付することができることとするもの | 11/21 | 12/ 2 |
| | ○国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第20号） | 将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な情報通信技術の創出を推進するため、国立研究開発法人情報通信研究機構について、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する業務等のうち一定の要件を満たすものに要する費用に充てるための基金を設けるとともに、当該基金等に対して電波利用料を財源として補助金を交付するための規定を整備する等の措置を講ずるもの | 11/21 | 12/ 2 |
| | ●地方自治法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第17号） | 地方公共団体の議会の議員に係る請負に関する規制における請負の定義の明確化及び議員個人による請負に関する規制の緩和をするほか、災害等の場合の地方公共団体の議会の開会の日の変更に関する規定を整備するもの | 12/ 6 | 12/10 |
| 法務 | ○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第3号） | 一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定を行うもの | 10/ 7 | 11/18 |
| | ○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第4号） | | 10/ 7 | 11/18 |
| | ○民法等の一部を改正する法律案（内閣提出第12号） | 子の権利利益を保護する観点から、嫡出の推定が及ぶ範囲の見直し及びこれに伴う女性に係る再婚禁止期間の廃止等の措置を講ずるとともに、親権者の懲戒権に係る規定を削除し、子の監護及び教育において子の人格を尊重する義務を定める等の措置を講ずるもの | 10/14 | 12/10 |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 | 提出 | 成立 |
|------|---|---|-------|-------|
| 外務 | ○日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第1号） | 現行の日米貿易協定を部分的に改正し、同協定附属書Iに定める米国からの牛肉についての農産品セーフガード措置を適用する条件の修正等を行うもの | 10/14 | 11/22 |
| 文部科学 | ○独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号） | デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある大学・高等専門学校 ^り の学部再編等の取組を支援するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の業務に助成金の交付を追加するとともに、機構に基金を創設するもの | 11/21 | 12/ 2 |
| 厚生労働 | ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）（修正） | 国、都道府県及び関係機関の連携協力による入院医療、外来医療、医療人材及び感染症対策物資の確保の強化、保健所等における検査等のための必要な体制の整備、情報基盤の整備、機動的な予防接種の実施、検疫の実効性の確保等の措置を講ずるもの なお、政府は、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る医療の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定を追加する修正を行った。 | 10/ 7 | 12/ 2 |
| | ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第17号） | 地域における相談支援体制の拡充、就労選択支援の創設、週所定労働時間が特に短い特定の障害者を雇用した場合の雇用率算定における特例の創設、入院者訪問支援事業の創設等による精神障害者の権利擁護の推進、指定難病の患者等に係る医療費助成制度の改善等の措置を講ずるもの | 10/26 | 12/10 |
| | ●特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第15号） | 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の請求期限を5年延長するとともに、劇症肝炎に罹患して死亡した者に係る給付金の額を引き上げる等の措置を講ずるもの | 11/18 | 12/10 |

| 委員会名 | 議案名 | 概要 | 提出 | 成立 |
|------|--|--|-------|-------|
| 厚生労働 | ●令和4年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第16号） | 令和4年度出産・子育て応援給付金について、その対象者自らが使用することができるよう、差押えを禁止するとともに、非課税とする措置を講ずるもの | 11/29 | 12/8 |
| 農林水産 | ○競馬法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号） | 競馬の健全な発展を図るとともに、競馬に対する国民の信頼を確保するため、競馬活性化計画の目的及び記載事項の見直し、地方競馬全国協会の資金確保措置の恒久化及び延長並びに競馬の公正かつ円滑な実施を確保するために必要な措置の充実等の措置を講ずるもの | 10/7 | 11/11 |
| 経済産業 | ○ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号） | 液化天然ガスの確保をめぐる国際的な緊張の高まりを踏まえ、緊急時において経済産業大臣が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に液化天然ガスの調達を要請することができることとするとともに、ガスの需給を調整するためガスの使用を制限することを可能とする措置等を講ずるもの | 10/14 | 11/11 |
| 国土交通 | ○港湾法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号） | 脱炭素社会の実現に向けた港湾の効果的な利用等を推進するため、港湾脱炭素化推進計画に基づく取組への支援措置の創設、感染症等に対応した港湾施設の管理代行制度の拡充、行政財産である港湾緑地等の貸付制度の創設等の措置を講ずるもの | 10/14 | 11/11 |
| | ●離島振興法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第12号） | 離島が我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、離島振興法の有効期限を10年延長するとともに、目的規定を整備し、都道府県の責務に係る規定を定め、医療、介護サービス、交通その他の分野における施策の充実等を図るもの | 11/9 | 11/18 |
| 安全保障 | ○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第8号） | 一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定するもの | 10/7 | 11/11 |

| 委員会名 | 議案名 | 概要 | 提出 | 成立 |
|------|---|---|-------|-------|
| 予算 | <ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度一般会計補正予算(第2号) ○令和4年度特別会計補正予算(特第2号) | <p>令和4年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、最近までの収入実績等を勘案して租税及印紙収入の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入や公債金の増額等を行うことにより所要の補正措置を講ずるもの</p> <p>この結果、令和4年度一般会計第2次補正後予算の総額は、第1次補正後予算に対し歳入歳出とも28兆9,222億円増加し、139兆2,196億円となる。</p> <p>また、特別会計予算について、所要の補正措置を講ずる。</p> | 11/21 | 12/2 |
| 議院運営 | <ul style="list-style-type: none"> ●国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第10号) | <p>人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定を行うもの</p> | 11/4 | 11/11 |
| 倫理選挙 | <ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第10号) | <p>全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が令和5年3月、4月又は5月中に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めるもの</p> | 10/14 | 11/11 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(内閣提出第11号) | <p>最高裁判所大法廷判決において、在外国民に対して最高裁判所裁判官国民審査における投票を認めていない現行制度は違憲であると判示されたことを受け、在外国民による在外国民審査を可能とする等の措置を講ずるもの</p> | 10/14 | 11/11 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第15号) | <p>令和2年国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、同調査の結果に基づき衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改めるもの</p> | 10/25 | 11/18 |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 | 提出 | 成立 |
|------------|---|--|-------|-------|
| 消費者 問 題 | ○消費者契約法及び独立行政法人 国民生活センター法の一部を改正 する法律案（内閣提出第18号） | 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる範囲を拡大するとともに、取消権の行使期間を伸長する等の措置を講ずるほか、独立行政法人国民生活センターの業務として適格消費者 団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行 う業務を追加する等の措置を講ずるもの | 11/18 | 12/10 |
| | ○法人等による寄附の不当な勧誘 の防止等に関する法律案（内閣提 出第22号）（修正） | 法人等による不当な寄附の勧誘を禁止し、当該不当な寄附の勧誘を行 う法人等に対する行政上の措置等を定めるとともに、寄附の意思表示 の取消しの範囲の拡大及び扶養義務等に係る定期金債権を保全する ための債権者代位権の行使に関する特例の創設等の措置を講ずるも の なお、配慮義務の遵守に係る勧告等に係る規定の創設等の修正を行っ た。 | 12/ 1 | 12/10 |

VI 決算等概要一覧

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 | 提出 | 審議結果 |
|------|--|--|-----------------|--------------------|
| 総務 | ○日本放送協会平成30年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書 | 日本放送協会の平成30年度決算であり、一般勘定において、経常事業収入7,349億円、経常事業支出7,152億円、差引き経常事業収支差金が197億円であり、これに経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金が271億円となっているもの | (令和元年) 12/ 3 | 11/29 異議が ない |
| | ○日本放送協会令和元年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書 | 日本放送協会の令和元年度決算であり、一般勘定において、経常事業収入7,344億円、経常事業支出7,254億円、差引き経常事業収支差金が90億円であり、これに経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金が220億円となっているもの | (令和2年) 12/ 1 | 11/29 異議が ない |

【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧

<委員会>

(○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名（提出当時）を付記)

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|------|---|---|
| 内閣 | ●新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた低所得者に対する特別給付金の支給に関する法律案（中谷一馬君外13名提出、第207回国会衆法第10号） (立民) | 新型コロナウイルス感染症等の影響により所得が減少して経済的に困窮する低所得者がいるにもかかわらず、これらの者に対して必要な支援が行われていない現状に鑑み、その生活を支援するための特別給付金の支給に関し必要な事項を定めるもの |
| | ●性暴力被害者の支援に関する法律案（阿部知子君外11名提出、第208回国会衆法第54号） (立民・維新・国民・共産・れ新) | 性暴力が重大かつ深刻な被害を生じさせる一方で、性暴力被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であるという性暴力による被害の特性を踏まえた性暴力被害者の支援の重要性に鑑み、性暴力被害者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって性暴力被害者の権利利益の保護を図るため、性暴力被害者の支援に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び性暴力被害者の支援に従事する者の責務を明らかにするとともに、性暴力被害者の支援に関する施策の基本となる事項を定めるもの |
| | ●性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案（大河原まさこ君外10名提出、第208回国会衆法第55号） (立民・国民・共産・れ新) | 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する豊かで活力ある社会の実現に資するため、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置等を定めるもの |
| | ●多文化共生社会基本法案（中川正春君外7名提出、第208回国会衆法第58号） (立民) | 我が国における近年の在留外国人の増加に伴い、その人権を尊重しつつ、在留外国人が日常生活、社会生活及び職業生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備を図ることが重要な課題となっていることに鑑み、多文化共生社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、多文化共生社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項及び多文化共生社会の形成の推進に係る体制の整備について定めるもの |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|------|--|--|
| 内閣 | <p>●国葬儀法案（青柳仁士君外 3 名提出、衆法第 2 号） （維新）</p> | <p>今般の国葬儀の実施の決定過程等に関する様々な議論を踏まえ、その公正性及び透明性を確保することが重要であること等に鑑み、国葬儀の実施の根拠と基準及びこれに対する国会の承認、事後の国会への報告並びに費用の負担等について定めるもの</p> |
| | <p>●通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故の防止その他の認定こども園等における幼児等の安全の確保のための措置等に関する法律案（青柳仁士君外 9 名提出、衆法第 3 号） （立憲・維新・共産）</p> | <p>通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故が相次いで発生している状況に鑑み、当該置き去りによる事故を防止するため通園バスへの置き去り防止装置の設置の義務付け及び当該設置に要する費用の補助について定めるとともに、通園バスを利用する幼児等の安全の確保に関する指針の策定等並びに認定こども園等の職員の充実及びその処遇の改善のための措置等について定めることにより、認定こども園等における幼児等の安全の確保等を図るもの</p> |
| | <p>●性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の一部を改正する法律案（堀場幸子君外 2 名提出、衆法第 14 号） （維新）</p> | <p>性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、その全ての当事者間において信頼関係が構築されているものとして一定の要件に該当する場合に締結する出演契約について、出演契約は性行為映像制作物ごとに締結しなければならないとする規定並びに性行為映像制作物の撮影及び公表の時期を制限する規定の適用を除外することができることとするもの</p> |
| | <p>●子育て・若者緊急支援法案（青柳仁士君外 8 名提出、衆法第 18 号） （立憲・維新）</p> | <p>現下の物価の高騰が国民生活に著しい影響を与え、とりわけ教育費をはじめとする子育てに関する経済的負担を増大させており、これに対する懸念から子どもを安心して生み、育てることができる社会の実現が妨げられていることに鑑み、現下の物価の高騰による影響の緩和を図るため、出産及び育児をする者並びに若者に対して緊急に講ずべき経済的支援に関する施策を定めることにより、社会全体として子育てに関する経済的負担の軽減を図るもの</p> |
| 総務 | <p>●日本放送協会改革推進法案（中司宏君外 2 名提出、第 208 回国会提出衆法第 17 号） （維新）</p> | <p>公共放送を担う者としての日本放送協会の適切な機能の確保を図るため、日本放送協会改革について、その基本理念その他の基本となる事項を定めること等により、これを総合的かつ集中的に推進するもの</p> |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|------|---|---|
| 総務 | ●インターネット誹謗中傷対策の推進に関する法律案(岩谷良平君外5名提出、第208回国会提出衆法第36号) (維新) | インターネット ^{ひぼう} 誹謗中傷の防止及び被害の迅速・確実な救済という課題に対処するため、誹謗中傷対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、対策の基本となる事項を定めることにより、対策を総合的に推進するもの |
| | ●地方自治法の一部を改正する法律案(中司宏君外4名提出、第208回国会提出衆法第47号) (維新) | 普通地方公共団体の議会の議員及び長等の出席の方法について、条例で定める方法とすることができるものとする規定を設けるとともに、参考人の出頭について、条例で定める方法により求めることができる規定を設けるもの |
| 法務 | ●戦争等避難者に係る出入国管理及び難民認定法の特例等に関する法律案(鈴木庸介君外5名提出、第208回国会衆法第22号) (立民) | 人道的見地から、戦争等避難者を我が国に緊急かつ円滑に受け入れるため、戦争等避難者について、出入国管理及び難民認定法の特例等を定めるもの |
| | ●国家賠償法の一部を改正する法律案(階猛君外5名提出、第208回国会衆法第52号) (立民) | 国家賠償法に基づく求償権の適正かつ厳格な行使の徹底を図るとともに、国家賠償請求訴訟の事案に係る国の説明責任を確保するため、国家公務員が故意によって違法に他人に損害を加えた場合における国による求償権の行使の義務化、国が損害を賠償する責めに任ずる場合における求償権の有無についての判断の結果等の公表等の措置を講ずるもの |
| | ●民法の一部を改正する法律案(枝野幸男君外10名提出、第208回国会衆法第53号) (立民・国民・共産・れ新) | 最近における国民の価値観の多様化及びこれを反映した世論の動向等に鑑み、個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から、選択的夫婦別氏制を導入するもの |
| 外務 | ●特定人権侵害行為への対処に関する法律案(松原仁君外5名提出、第208回国会衆法第60号) (立民) | 諸外国の人権状況が国際社会全体の正当な関心事であること等に鑑み、特定人権侵害行為への対処に関し、各議院等による特定人権侵害行為に係る事案調査のための報告要求等必要な事項について定めるもの |
| 財務金融 | ●揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する等の法律案(足立康史君外2名提出、第207回国会衆法第2号)(維新・国民) | 揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るため、揮発油価格高騰時における揮発油税等の税率の特例規定の適用停止措置を適用することができるようにする(適用停止措置を停止している規定の削除)等の措置を講ずるもの |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|------|--|--|
| 財務金融 | ●現下の揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための揮発油税等に関する法律の臨時特例等に関する法律案（末松義規君外7名提出、第207回国会衆法第3号）（立民） | 現下の揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るため、揮発油価格高騰時における揮発油税等の税率の特例規定の適用停止措置を適用することができるようにする（適用停止措置を停止している規定の停止）等の措置を講ずるもの |
| | ●日本銀行法の一部を改正する法律案（足立康史君外2名提出、第208回国会衆法第16号）（維新） | 日本銀行の目的に物価の安定、名目経済成長率の持続的な上昇及び雇用の最大化を図るため通貨及び金融の調節を行うことを明記するほか、日本銀行の役員解任に関する規定を整備する等の改正を行うもの |
| | ●所得税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（末松義規君外9名提出、第208回国会衆法第23号）（立民） | 消費税の適格請求書等保存方式を廃止する等の措置を講ずるもの |
| | ●現下の物価の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響を緩和するために講ずべき国民負担の軽減等に関する措置に関する法律案（足立康史君外2名提出、第208回国会衆法第32号）（維新） | 現下の石油製品の価格その他の物価の高騰が国民生活及び国民経済に悪影響を及ぼしていることに鑑み、その悪影響を緩和するために政府が講ずべき国民負担の軽減等に関する措置について定めるもの |
| | ●消費税の減税その他の税制の見直しに関する法律案（小川淳也君外7名提出、第208回国会衆法第59号）（立民・共産・れ新） | 現下の物価の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響を緩和するとともに、税負担の公平の確保、経済的格差の是正、経済の活性化等を図る観点から、消費税の減税その他の税制の見直しについて定めるもの |
| 厚生労働 | ○新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第6号） | 旅館業の営業者が新型インフルエンザ等感染症等の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができることとし、当該求めに正当な理由なく応じない場合に宿泊を拒むことができることとするほか、生活衛生関係営業等の事業譲渡に係る手続の整備等の措置を講ずるもの |
| | ●保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案（岡本あき子君外12名提出、第208回国会衆法第28号）（立民・国民） | 保育等従業者に優れた人材を確保し、もって子ども・子育て支援の水準の向上に資するため、保育等従業者の賃金をはじめとする処遇の改善のための特別の措置等を定めるもの |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|------|---|---|
| 厚生労働 | <p>●介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（早稲田ゆき君外16名提出、第208回国会衆法第30号） （立民）</p> | <p>介護・障害福祉従事者に優れた人材を確保し、もって要介護者等並びに障害者及び障害児に対するサービスの水準の向上に資するため、介護・障害福祉従事者の賃金の改善のための特別の措置等を定めるもの</p> |
| | <p>●公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案（落合貴之君外6名提出、第208回国会衆法第40号） （立民）</p> | <p>公職の候補者となる労働者の雇用の継続を確保することにより、国民の政治への参画の機会の増大を図るため、選挙期日の公示・告示日の14日前から選挙期日後3日まで休暇を取得できる立候補休暇の制度を設けるもの</p> |
| | <p>●新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案（早稲田ゆき君外8名提出、衆法第6号） （立憲・維新）</p> | <p>新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関し、特別の措置その他必要な事項を定めるもの</p> |
| | <p>●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案（道下大樹君外10名提出、衆法第11号） （立憲）</p> | <p>重度の肢体不自由者等に対する職場又は学校での介護及び通勤又は通学における移動中の介護を重度訪問介護の対象とする等の措置を講ずるもの</p> |
| 農林水産 | <p>●国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（金子恵美君外4名提出、第208回国会衆法第44号） （立民・国民・共産・有志）</p> | <p>国有林野事業に従事する職員について、当該職員の労働関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度が措置されるまでの間、行政執行法人の労働関係に関する法律を適用するもの</p> |
| | <p>●国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（金子恵美君外4名提出、第208回国会衆法第45号） （立民・国民・共産・有志）</p> | <p>国有林野事業に従事する職員について行政執行法人の労働関係に関する法律が適用されることに伴い、当該職員の給与等に関し国家公務員法の特例等を定めるもの</p> |
| 経済産業 | <p>●新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者等に対する緊急の支援に関する法律案（山岡達丸君外9名提出、第208回国会衆法第3号） （立民）</p> | <p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響が長期にわたり継続し、中小事業者等の事業の継続に支障を及ぼし、ひいてはその従業者及び事業主の生計の維持にも支障を及ぼしていることに鑑み、当該影響を受けている中小事業者等に対する事業の継続のための緊急の支援に関し必要な事項を定めるもの</p> |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|------|--|--|
| 経済産業 | <p>●新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者に対する金融の円滑化の促進に関する法律案（落合貴之君外9名提出、第208回国会衆法第24号） （立民）</p> | <p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けている中小事業者の事業の継続に必要な資金の借入れに係る債務の負担の状況に鑑み、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、中小事業者に対する金融の円滑化を促進するために必要な措置を定めるもの</p> |
| | <p>●自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案（重徳和彦君外15名提出、第208回国会衆法第35号） （立民・国民・有志）</p> | <p>我が国における2050年までの脱炭素社会の実現が重要な課題であることに鑑み、我が国の基幹的な産業である自動車産業における脱炭素化の推進に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにするとともに、自動車産業における脱炭素化の推進に関する施策の基本となる事項を定めるもの</p> |
| | <p>●中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案（後藤祐一君外8名提出、第208回国会衆法第46号） （立民）</p> | <p>現下の経済状況において、労働者の正規労働者としての雇用に伴う社会保険料に係る中小企業者の負担が中小企業者が新たに労働者を正規労働者として雇い入れることを阻害する要因の一つとなっていること等に鑑み、本法の施行日から5年以内に新たに労働者を正規労働者として雇い入れ、その雇用する正規労働者の数を増加させた中小企業者に対して中小企業正規労働者雇入臨時助成金を支給するための措置を講ずるもの</p> |
| | <p>●分散型エネルギー利用の促進に関する法律案（山崎誠君外6名提出、第208回国会衆法第56号） （立民）</p> | <p>気候変動が生活、社会、経済及び自然環境に重大な影響を及ぼし、地球温暖化の防止及び気候変動の影響への適応が重要な課題となっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かした分散型エネルギー利用を促進するため、その基本理念、経済産業大臣による基本方針の策定、都道府県又は市町村による分散型エネルギー利用促進計画の作成及びこれに係る交付金の交付等について定めるもの</p> |
| | <p>●国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関する法律案（田嶋要君外5名提出、第208回国会衆法第57号） （立民）</p> | <p>脱炭素社会の実現が我が国の緊要な課題となっていることに鑑み、国等が設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関し、実施目標及びこれを達成するための方針、改修等計画の作成等について定めるもの</p> |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|------|--|--|
| 国土交通 | <p>●新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている観光関連事業者に対する緊急の支援に関する法律案（小宮山泰子君外7名提出、第208回国会衆法第6号） （立民）</p> | <p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が長期間にわたり観光産業に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、観光関連事業者に対する緊急の支援に関し必要な事項を定めるもの</p> |
| | <p>●特定土砂等の管理に関する法律案（足立康史君外2名提出、第208回国会衆法第18号） （維新）</p> | <p>災害の防止及び生活環境の保全に資するため、特定土砂等の管理に関する制度を設けることにより、特定土砂等の管理の適正化を図るため、所要の措置を講ずるもの</p> |
| | <p>●土砂等の置場の確保に関する法律案（足立康史君外2名提出、第208回国会衆法第19号） （維新）</p> | <p>災害の防止及び生活環境の保全に資するため、自然災害、大規模な工事等により発生した土砂等の置場の確保について定めるもの</p> |
| 安全保障 | <p>●自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案（前原誠司君外1名提出、第207回国会衆法第9号） （維新・国民）</p> | <p>領海等における公共の秩序の維持を図るため、自衛隊の部隊による警戒監視の措置及びその際の権限について定めるとともに、海上保安庁の任務として領海の警備が含まれることを明記する等するもの</p> |
| | <p>●領域等の警備及び海上保安体制の強化に関する法律案（篠原豪君外14名提出、第207回国会衆法第11号） （立民）</p> | <p>領域等における公共の秩序を維持し、もって国民の安全の確保に資するため、領域等の警備に関する基本原則を定め、並びに領域警備基本方針及び海上保安体制強化計画の策定その他の領域等の警備に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、領域警備・海上保安体制強化会議を設置することにより、領域等の警備において警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにするもの</p> |
| | <p>●防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（三木圭恵君外2名提出、衆法第7号） （維新）</p> | <p>防衛出動基本手当及び防衛出動特別勤務手当の額を定める政令に係る根拠規定を改正するとともに、政府は、この法律の施行後6月以内に、防衛出動に係る事態の想定に基づき、当該政令を制定するものとするもの</p> |
| | <p>●防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（三木圭恵君外2名提出、衆法第8号） （維新）</p> | <p>国際情勢の複雑化に伴い自衛隊の任務が多様化する中で、自衛隊がその任務を適切に遂行するためには、自衛官が意欲と誇りを持って職務に従事することが重要であることに鑑み、自衛官の給与体系その他の給与の在り方についての検討について定めるもの</p> |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|-------------|--|--|
| 決 算 行政監視 | ○平成30年度一般会計歳入歳出決算 平成30年度特別会計歳入歳出決算 平成30年度国税収納金整理資金受払計算書 平成30年度政府関係機関決算書 | 一般会計の決算額は、歳入105兆6,974億円余、歳出98兆9,746億円余であり、差引き剰余は6兆7,227億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があつて歳入合計381兆1,771億円余、歳出合計368兆9,360億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額78兆2,204億円余、一般会計等の歳入への組入額等は76兆8,977億円余であり、資金残額は1兆3,227億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆2,307億円余、支出合計1兆635億円余 |
| | ○平成30年度国有財産増減及び現在額総計算書 | 国有財産の平成30年度末現在額は、平成29年度末現在額より1兆7,697億円余増加し、108兆5,939億円余 |
| | ○平成30年度国有財産無償貸付状況総計算書 | 国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の平成30年度末現在額は、平成29年度末現在額より365億円余増加し、1兆1,473億円余 |
| | ○令和元年度一般会計歳入歳出決算 令和元年度特別会計歳入歳出決算 令和元年度国税収納金整理資金受払計算書 令和元年度政府関係機関決算書 | 一般会計の決算額は、歳入109兆1,623億円余、歳出101兆3,664億円余であり、差引き剰余は7兆7,959億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があつて歳入合計386兆5,519億円余、歳出合計374兆1,696億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額77兆4,666億円余、一般会計等の歳入への組入額等は76兆812億円余であり、資金残額は1兆3,854億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆2,645億円余、支出合計1兆644億円余 |
| | ○令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書 | 国有財産の令和元年度末現在額は、平成30年度末現在額より1兆2,773億円余増加し、109兆8,712億円余 |
| | ○令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書 | 国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の令和元年度末現在額は、平成30年度末現在額より463億円余増加し、1兆1,937億円余 |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|-------------|--|--|
| 決 算 行政監視 | ○令和2年度一般会計歳入歳出決算 令和2年度特別会計歳入歳出決算 令和2年度国税収納金整理資金受払計算書 令和2年度政府関係機関決算書 | 一般会計の決算額は、歳入184兆5,788億円余、歳出147兆5,973億円余であり、差引き剰余は36兆9,814億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があつて歳入合計417兆5,611億円余、歳出合計404兆5,188億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額82兆2,569億円余、一般会計等の歳入への組入額等は80兆8,247億円余であり、資金残額は1兆4,322億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆958億円余、支出合計8,040億円余 |
| | ○令和2年度国有財産増減及び現在額総計算書 | 国有財産の令和2年度末現在額は、令和元年度末現在額より7兆3,885億円余増加し、117兆2,598億円余 |
| | ○令和2年度国有財産無償貸付状況総計算書 | 国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の令和2年度末現在額は、令和元年度末現在額より204億円余増加し、1兆2,142億円余 |
| | ○令和3年度一般会計歳入歳出決算 令和3年度特別会計歳入歳出決算 令和3年度国税収納金整理資金受払計算書 令和3年度政府関係機関決算書 | 一般会計の決算額は、歳入169兆4,031億円余、歳出144兆6,495億円余であり、差引き剰余は24兆7,535億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があつて歳入合計455兆5,544億円余、歳出合計441兆814億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額90兆4,707億円余、一般会計等の歳入への組入額等は89兆654億円余であり、資金残額は1兆4,053億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計9,955億円余、支出合計6,646億円余 |
| | ○令和3年度国有財産増減及び現在額総計算書 | 国有財産の令和3年度末現在額は、令和2年度末現在額より9兆2,887億円余増加し、126兆5,485億円余 |
| | ○令和3年度国有財産無償貸付状況総計算書 | 国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の令和3年度末現在額は、令和2年度末現在額より66億円余増加し、1兆2,208億円余 |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|------------|---|---|
| 決算 行政監視 | ○令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第208回国会、内閣提出) | 一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額5兆円のうち、令和3年4月30日から令和3年11月26日までの間において決定された使用額は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費等11件、計3兆1,656億円余 |
| | ○令和3年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第208回国会、内閣提出) | 一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和3年4月20日から令和3年11月17日までの間において決定された使用額は、政府広報に必要な経費等7件、計447億円余 |
| | ○令和3年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第208回国会、内閣提出) | 特別会計予備費予算総額8,352億円余のうち、令和3年11月26日に決定された使用額は、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における燃料油価格激変緩和対策事業に必要な経費1件、23億円 |
| | ○令和3年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第208回国会、内閣提出) | 特別会計予算総則第19条第1項の規定により、令和3年9月16日に決定された経費増額は、地震再保険特別会計における再保険金に必要な経費の増額1件、692億円余 |
| | ○令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第208回国会、内閣提出) | 一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額5兆円のうち、令和4年3月25日に決定された使用額は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費等5件、計1兆4,529億円余 |
| | ○令和3年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第208回国会、内閣提出) | 一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和4年3月4日から令和4年3月25日までの間において決定された使用額は、燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費等8件、計4,033億円余 |
| | ○令和3年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第208回国会、内閣提出) | 特別会計予備費予算総額8,352億円余のうち、令和4年3月4日に決定された使用額は、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における燃料油価格激変緩和対策事業に必要な経費1件、300億円 |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|------------|---|--|
| 決算 行政監視 | ○令和3年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第208回国会、内閣提出) | 特別会計予算総則第19条第1項の規定により、令和4年2月22日から令和4年3月29日までの間において決定された経費増額は、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額2件、計334億円余 |
| 議院運営 | ●国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤田文武君外6名提出、第208回国会衆法第1号) (維新) | 議会雑費の支給の対象から、各議院の常任委員長及び特別委員長等を除外するもの |
| | ●国会法の一部を改正する法律案(笠浩史君外7名提出、衆法第1号) (立憲・維新・共産・有志・れ新) | 日本国憲法第53条後段の規定に基づく国会議員による臨時会の召集の決定の要求があった場合における内閣の対応の状況に鑑み、臨時会の召集の決定の要求の日から20日以内に臨時会を召集することを内閣が決定しなければならない旨の規定を設けるもの |
| | ●国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(渡辺周君外11名提出、衆法第13号) (立憲・維新・国民) | 調査研究広報滞在費に関し、収支報告書の提出及び公開並びに残余の額の返還について定めるとともに、文書通信交通滞在費に関し、日割計算することとした場合の差額を国庫に返納することができることとするもの |
| 倫理選挙 | ●公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(落合貴之君外4名提出、第208回国会衆法第39号) (立民) | 公職選挙法上の公職の被選挙権を有する者となる年齢について、衆議院議員並びに都道府県及び市町村の議会の議員並びに市町村長については満18年に、参議院議員及び都道府県知事については満23年に、それぞれ引き下げるもの |
| | ●政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(落合貴之君外4名提出、第208回国会衆法第48号) (立民) | 会社その他の団体の政治活動に関する寄附及び政治資金パーティーの対価の支払の全面禁止並びに個人のする政治活動に関する寄附に係る税額控除の拡充等の措置を講ずるもの |
| | ●政治資金規正法の一部を改正する法律案(落合貴之君外4名提出、第208回国会衆法第49号) (立民) | 国会議員関係政治団体の収支報告書の一元的な閲覧を可能とするために必要な措置を講ずるとともに、個人情報保護を図りつつ、収支報告書のインターネットを利用する方法による公表を義務付けるもの |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|------|--|--|
| 倫理選挙 | ●インターネット投票の導入の推進に関する法律案（井坂信彦君外17名提出、第208回国会衆法第50号） (立民) | インターネット投票の導入について、その目標時期並びに基本方針及びインターネット投票が満たすべき条件を定めるとともに、インターネット投票導入推進会議を設置すること等により、これを推進するもの |

< 憲法審査会 >

(○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名（提出当時）を付記)

| 議 案 名 | 概 要 |
|---|---|
| ●日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（新藤義孝君外5名提出、第208回国会衆法第34号） (自民・維新・公明・有志) | 憲法改正国民投票の投票人の投票しやすい環境を整えるため、開票立会人の選任に係る規定を整備し、及び投票立会人の選任要件を緩和するとともに、超短波放送の放送設備による憲法改正案の広報のための放送をすることができることとする等の措置を講ずるもの |